

平成21年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

平成21年6月16日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	吉野孝君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	粕谷久美子君
5番	関田貢君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	森田憲二君
9番	関野杜成君	10番	小林知久君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	石川庄太郎君
15番	長瀬りつ君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	下条学君
21番	大后治雄君	22番	二宮由子君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (3名)

事務局長 石川和男君  
主 事 新井利恵君

議事係長 小島裕治君

出席説明員 (25名)

市長 尾又正則君  
教育長 佐久間栄昭君  
総務部長 氏井博君  
子ども生活部長 木内和郎君  
福祉部参事 小島昇公君  
学校教育部長 阿部晴彦君  
社会教育部長 窪田きく江君  
財政課長 関田新一君  
保険年金課長 町田悦郎君  
福祉部副参事 原島真二君

副市長 小飯塚謙一君  
企画財政部長 浅見敏一君  
市民部長 北田和雄君  
福祉部長 榎本豊君  
建設環境部長 並木俊則君  
学校教育部参事 今城徹君  
企画課長 鈴木尚君  
防災安全課長 西永宣昭君  
産業振興課長 木下恒雄君  
障害福祉課長 原與四雄君

健康課長 田代雄己君  
建築課長 堂垣隆志君  
学校教育部署 副参事 布宮英明君

土木課長 木村哲夫君  
学校教育課長 下平一紀君

## 議事日程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（粕谷洋右君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 西 川 洋 一 君

○議長（粕谷洋右君） 通告順に従い、2番、西川洋一議員を指名いたします。

〔2番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） おはようございます。一般質問を行います。

農業振興策の推進です。

東大和市の農業は、だれの目から見ても縮小しています。平成7年度、平成17年度の農林業センサスによれば、この10年間、東大和市の農地面積は30.2ヘクタール、27%も減少しています。30.2ヘクタールっていうのはどのくらいの面積かということではちょっとはかってみましたら、立野1丁目と2丁目を合わせたぐらいの面積です。西側が上北台の通り、東側が東大和高校の通り、北側が新青梅街道、南が中央通りと、この範囲です。本当に広い面積の農地がなくなりました。

東大和市の農地面積の減少とそれに伴う農家戸数の減少は、国の政策によって行われた当然の結果です。農地に対して宅地並み課税の強化などの政策により、都市における農地を施設住宅用用地等への転用を図ってきたからです。個々の農家が一生懸命努力しても、農業によって生活を維持することが困難になり、農地を手放さざるを得ませんでした。

農業の衰退は私たち市民にとっても大問題です。食料自給率の向上、食の安全、環境問題などから農業に対する期待が今非常に高まってもいます。東京都の都政モニターアンケートでは、農業や農地を残したいと思えますかとの問いに、81.1%の方が思うと回答しています。農業の衰退の現状があり、一方で農業に対する市民の大きな期待があります。国の動向としては、国土交通省の社会資本整備審議会、都市政策の基本的課題と方向検討小委員会が、都市における農業の果たす役割が重要であるとの議論が進んでいます。こういうときにこそ、市が農業振興を図るために一層の努力をしてほしいのです。

①東大和市農業の現状把握と対策について伺います。

②農業を将来にわたって継続発展させていく上で、農業者から切実に訴えられるのは農地課税の問題です。この解決のために、市は積極的な行動をすべきではありませんか。

③国政において、都市農業の位置づけについて検討されていると聞きますが、市は把握していますか。

④農業収入によって農家の生活が成り立たなければなりません。実情はほど遠いものがあります。直売所に対する支援等を含め行政の支援策が必要です。市の今後の対策について伺います。

⑤農業予算は一般会計に占める割合が0.2%であり、農業の重要性から見れば余りにも少額です。増額すべきではありませんか。

次は、経済、雇用状況の悪化のもとにある市民の暮らし、営業を守る施策についてです。

政府の2009年度補正予算が審議されています。今日では既に成立しています。この補正予算には、大型公共事業の推進、消費税の増税など根本的な問題があります。内閣府が9日、消費税率を5%から段階的に12%に

増税することで、財政健全化目標を達成するとした試算を経済財政諮問会議に提出しました。こういう問題点がありながら、一方で不十分ながら雇用や暮らしの対策に地方自治体が活用できる内容が含まれており、既に総務省からの通知があったと聞きます。経済、雇用状況の悪化のもとにある市民の暮らし、営業を守るために地域活性化・経済危機対策臨時交付金等を市政にどう具体化しようとしているか伺います。

②事業所の営業状況、雇用、解雇の実態をつかむため、引き続き市の幹部みずから訪問調査を行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

三つ目は平和の問題です。

チェコ・プラハでのオバマ米大統領の発言は、核兵器廃絶への希望をもたらすものでした。それは世界最大の核兵器保有国であるアメリカが、国家の目標として核兵器のない世界を追求することを明らかにしたことです。また核兵器を使用したことのある唯一の国として、核兵器廃絶に向かって行動する道義的責任があることも述べました。オバマ大統領の発言は、平和を願う世界中の人たちから歓迎を受けました。こうした機会に、私たちが核兵器廃絶への流れを一層強めたいと思います。

平和都市宣言をしている東大和市としても、核兵器廃絶、平和のための施策を一層拡大すべきであります。いかがでしょうか。

以上がこの場からの質問です。よろしく申し上げます。

[2 番 西川洋一君 降壇]

[市長 尾又正則君 登壇]

○市長(尾又正則君) 皆さん、おはようございます。

初めに、東大和市の農業の現況把握と対策であります。人の生存に欠くことのできない食料を生産する農業につきましては、食料供給面とともにあらゆる産業の基本となる産業でありまして、市としましても地域の重要な産業として位置づけ、その振興に努めているところであります。その一方、他の都市農業と同様、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足、農業の基礎的資源である農地の減少が続いておりまして、担い手の育成、保護、農地の保全と活用が農業振興上の大きな課題になっているところであります。対策につきましては、農業後継者育成事業や農業生産集団育成対策事業などを通して、農地の保全と活用、経営基盤の強化、ふれあい農業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、農地課税の問題解決のための市の行動であります。農地の減少と担い手不足は都市農業の維持、発展を図る上での大きな問題であると認識をしております。生産緑地制度及び農地の相続税納税猶予制度は都市農業にとって命綱と言われている制度で、これまで都市農業の維持発展及び農地の減少防止に一定の効果が得られているものと思っております。こうした中、現在農地法等の一部改正が議論されております。また国において都市計画制度の見直しも検討されているのでありますから、生産緑地制度と相続税等の納税猶予制度の根幹維持と制度の拡充が図られるよう、関係機関と連携して要請活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国政における都市農業の位置づけの検討の動向であります。国土交通大臣の諮問機関であります社会資本整備審議会の都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会が本年5月19日に開催され、第9委員会で今後の都市政策の方向性に関する報告案をまとめたと聞いております。報告案を含め東京都から情報はとれておりませんが、入手した資料によりますと都市近郊及び都市内の農地について記載されていることは確認しております。引き続き農地法等の一部改正を含め、国等の動向把握に努めてまいりたいと考えております。なお報告書の内容につきましては、後ほど担当部長から説明のほど申し上げます。

次に、直売所に対する支援等を含む農家に対する行政の支援策であります。農業経営を取り巻く環境は大変厳しいものがある中、当市では多くの農業経営者が都市農業の優位性を生かし消費者への直接販売、食品の安全性向上、少量多品目野菜の生産に取り組むなど経営の向上に向けた努力を重ねられているものと受けとめております。こうした効率的かつ安定的な農業経営を目指す取り組みの一層の促進を図るため、現在農業委員会を初め関係機関と連携して農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者の育成、確保に向け準備を進めております。この認定農業者制度の推進を通して経営改善計画の提案や作成支援に努めてまいりたいと思っております。また直売所に対する支援につきましては、現在JA東京みどりで共同直売所開設に関して検討を加えていると聞いておりますので、その動向に注視してまいりたいと思っております。

次に、農業予算の増額であります。農林業費の予算につきましては、都市農業の持続的な発展が図れるよう農業生産集団育成対策事業の継続に努めるとともに、新たな農業経営の展開を目指す農業体験農園の整備費等の補助、さらに本年度は地元農業生産物の需要拡大に連動するよう直売所マップの作成経費を計上するなど、都市農業振興上必要な予算の確保に努めてきたところでございます。今後も市の財政状況を勘案しながら必要な予算の確保に努力したいと、そのように思っております。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金であります。この交付金は地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じた地域活性化等に資すること及び経済危機対策を目的としております。現在市内にその趣旨を周知するとともに、対象事業例などを配布し取り組むべき事業の洗い出しを行っているところであります。

次に、事業所の営業状況、雇用、解雇の実態を把握するための訪問調査であります。市内の多くの事業所が経済不況の影響から販売額等の減少を招くなど、地域産業の経営状況は非常に厳しい状況にあると、そのように認識しております。経済不況が長期化する中で事業所の営業状況や雇用情勢の把握につきましては、必要かつ重要なことであると認識しております。引き続き商工会、公共職業安定所等、関係機関との情報交換とともに地域企業の訪問調査を通して営業状況や雇用情勢の情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、核兵器廃絶の件でありますけども、プラハでのオバマ大統領の演説は、核兵器のない世界の実現に向けて世界を牽引していくことを宣言する演説であると、そのように認識をしています。今後このオバマ大統領の言葉が実現することを私は期待しております。恒久平和は人類における永遠のテーマであります。当市でも平成2年に平和都市宣言をし、平和を愛する人々と手を連携し、戦争と核兵器のない世界の建設に寄与することを改めて誓いました。今後におきましても平和であること、安全安心であることを重んじ平和政策に取り組んでまいりたいと、そのように改めて認識しております。

以上であります。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○市民部長（北田和雄君） それでは、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の報告書骨子案の内容について御説明いたします。

骨子案では、「はじめに」として小委員会の設置目的を述べています。その中で、これまでの都市政策は都市の成長、拡大を前提としていたもの、社会経済の拡大成長基調とその延長という前提においては、これまでの時代に一定の成果を上げたとしています。しかし社会経済構造のトレンドが拡大成長の持続から人口減少・高齢化をベースとした縮小へ転換していると、我が国の総人口も2004年をピークに減少に転じ、高齢化が急速に進展していることから、都市の拡大、成長を前提につくられた制度では対応に限界。さらに地球環境問題

の深刻化などから、近年我が国の都市をめぐる社会経済情勢は大きく変化しているとしています。そのため都市政策は今大きな転換が必要と述べ、都市をめぐる状況の変化を多角的に把握しつつ、今後における都市政策の基本的な課題と方向性を審議するというふうにしております。

報告書の骨子案は、本年3月の第8回委員会で示されたもので4章で構成されています。第1章では都市を巡る社会経済情勢の変化と都市政策の課題、第2章は今後の目指すべき都市像、第3章は政策転換の視点、第4章は今後の都市政策の方向となっています。

直接農地に言及している部分を御説明いたしますと、第1章では農地の転用・開発と都市からみた農のニーズの高まりという項目の中で、都市郊外部では、依然として農地転用は多く、農地転用後は資材置き場や駐車場が雑然と広がっている例が多く、その結果、無秩序な市街化、営農条件の悪化など好ましくない状況と述べ、一方、食料自給率向上や食の安全性の観点から農業の重要性が再認識されているほか、農地について都市住民は、農業体験の場や緑地としての機能を積極的に評価するなど、身近な自然を求めるニーズが顕在化しているとし、都市政策としても農地に対する土地利用のコントロールや、都市機能としての農地の位置づけについて検討する必要があるというふうにして述べております。

第3章では、広域的な政策分野を対象とする総合的な政策という項目の中で、農地から宅地へと転用していた都市の膨張、拡大から住宅需要の減少へという時代の変化と農業の再評価、都市住民の農への関心の高まりなどの観点から農業政策との関係は重要というふうにも述べております。

第4章では、農地など土地、地域の性格に相応しい土地利用という項目の中で、人口減少、都市の縮退という状況下、都市内農地に対して、都市的な開発圧力が低下する一方で、消費地近接の利点を生かした農業生産機能としての評価や、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の都市住民の農地に対する多様なニーズが顕在化しているというふうにしていきます。

政策の方向性では、都市の非成長トレンドの前提において、農地を含めた都市環境をコントロールする手法を検討し、都市近郊及び都市内の農地について、農業生産機能を中心に、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の多面的機能の側面から、都市サイドとしても積極的な位置づけの2点を上げていきます。

以上が報告書骨子案の概要でございます。

以上です。

○2番（西川洋一君） 私今回農業問題、これまでも取り上げてきたことを少しおさらい的に、ちょっと自分の考えも整理しながら、これから東大和市がどういう方向でいったらいいかなというようなことを考えてみたいという思いで、改めて質問項目として上げたわけですがけれども、いろいろ調べますと、これも皆さん御承知のように、農家の方は一生懸命仕事して農作物つくると。だけど個人的には一生懸命努力するんだけど、どんどんどんどん農業全体としては衰退していく。ここんところを十分考えなきゃいけないんじゃないかということ、どうしても感じたんですよね。それが先ほども述べましたけれど、非常に大きな農地の衰退があるわけです。

それで農家の方がどれだけ頑張っているかということを見たんですけども、東大和市が20年に出した農業振興計画、この中で農業の現状が書かれているんですけど、農業のことを調査するとなると、その調べるのが十分出てるのが5年ごとに行われる農林業調査、農林業センサス、これしかないんですよ。ですからこの年度でいきますと平成7年、平成12年、平成17年というのが資料になっています。それで先ほども農地が減ってるかそういうふうに言いましたけれど、これは市のほうから答えてもらったらいと思うんですけど、この

農業センサスでは東大和市の農業産出額の推移と、それから生産農業所得、それから農家1戸当たりの生産農業所得、この辺の数値を示していただけないでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） それでは平成12年と17年のデータがこちらにありますので、その数値に基づきまして御報告をさせていただきます。

まず平成12年の農業産出額が2億4,000万円、生産農業所得、これは資材だとかそういう部分を控除した額になりますが、これが9,900万円、農家1戸当たりの生産農業所得、これが44万円となっております。

平成17年につきましては、農業産出額が2億5,000万円、生産農業所得が8,000万円、農家1戸当たりの生産農業所得といたしましては36万2,000円となっております。

農業産出額につきましては1,000万円ほどですが、12年度よりは増加している状況がございます。その他の農業所得あるいは1戸当たりの生産農業所得につきましては減少している、こういった状況でございます。

以上であります。

○2番（西川洋一君） 平成7年から比較してほしかったんですけども、私が言うより市が言ったほうが真実味があるかなと思ってお願いしたんですけど、平成7年度と比較しまして、先ほど述べましたように耕地面積は著しく減っておりますが、農業産出額、これは横ばいなんですよね。ですから農地の減り方が、3割ぐらい減ってるけども、農業産出額はそれほど減ってないと、こういう結果になっている。ここには何が示されているかっていうと、農地がどんどん減ってくる中でも農家の人が一生懸命作物つくって、それだけの生産を上げると、こういうことがその農業センサスでは証明されてるんじゃないかというふうに読んだんですが、今数値を述べてもらったんですけど、そのような認識でいいでしょうかね。

○産業振興課長（木下恒雄君） 確かに農業産出額につきましては微増といたしますか、そういった部分がございます。そういった中ではですね、私どものほうといたしましても農家の方が一生懸命努力をしまして作付を行っているというふうに考えております。こういった部分ではですね、その理由としては幾つか考えられます。そういった中の一つとしましては、やはり共同直売所運営委員会、こういったところでの活動が平成11年から行われておまして、そういった部分の売り上げ等ですね、若干ではございますが増加している、そういった部分がございます。

また農業者のほうにおきましてもですね、やはり消費者の方の、そういった期待にこたえられるように少量多品目、新たな品目の生産、そういった部分にも努力されているということで私どものほうでは受けとめているところでございます。

以上であります。

○2番（西川洋一君） ちょっとかみ合っていないような気がするんですけど。農家の所得は、1戸当たりの所得は減っています。私がさっき言ったのは農業生産額、東大和市全体の農業による生産額、これが横ばい、減っていないという意味です。農地は30%ぐらい減ってるけども、農業生産額は……。ちょっと計算して250になる……。265ですから、約6%ぐらいしか減ってないんですよ。ですから生産額——生産量ですよ、生産額イコール生産量と見ていいんじゃないかと思うんですけど、それは東大和市の農業は農地は減ったけども、生産量、生産額としては頑張っていると、この10年間。ということがこの農業センサス、農業振興計画に示されてる表では示してるんじゃないかってお聞きしたんです。生産額はそうだけど、農家1戸当たり生産農業所得、これは直売所では頑張っているけれども、10年間、平成7年と17年を見てもこれは減ってるんですよ。ですからちょっと二つのことを今課長は言ったようなので、一つ一つちょっと整理して。

ですから農業者は、全体として生産をする面では非常に頑張っていると、こういうふうに言えるんじゃないかと、これは生産額で比較したものです。ところが1戸当たりの所得になると、今度はまた話が違ってきて、調査によれば1戸当たりが52万円から36万円、半分とは言わないけれど、それに近い数字で所得は落ちてると。これがなぜかというのは、これはまたいろいろ調べなきゃいけないと思うんですけど。

私がここで言いたいのは、まず土地がものすごく、農地が減ってくるような状況にあるけれども、農家の努力は大したもんだと、これを実は言いたかったわけなんです。市長、今のこうした数字を見てそのように感じますか。今これが大事なところだと私は思ってます、農家は非常に頑張っているという点で。

○**市民部長（北田和雄君）** 御指摘のとおり農業生産出荷額は横ばいです。それに対しまして農地というのは本当に減っております。農家の方々が、農地が少なくなりましても生産性を高めたり農地利用の有効活用したりして、生産額については減少を補うだけの努力をさせていただいているという認識は持っております。

○**2番（西川洋一君）** 農家の人は頑張っているという認識が一致したところで、次のことでは——農地がものすごく減るわけですよ。そこにはどうしても農地課税の問題があります。これまでもこの場で質問をしておりますけれども、今日でその数字がどうなっているかということでお聞きしたいと思いますけれども、農地には生産緑地、それから市街化農地とありますけれど、それぞれ税が違います。生産緑地に対する平均的なといいますかね——税額、それから市街化農地、いわゆる宅地並み課税農地の税額、今直近の数字でいうとどのぐらいの金額になるでしょうか。

○**産業振興課長（木下恒雄君）** 平均的なということでございますと、まず生産緑地のほうにつきましては約1,700円となりまして、市街化区域畑、こちらにつきましては約48万7,000円ということになります。（発言する者あり）こちらにつきましては、1,000平方メートル当たりということでございます。そういった中で生産緑地につきましては約270分の1に軽減されているということでございます。

以上であります。

○**2番（西川洋一君）** 1,000平方メートル、約1反、10アールですね。ここで1反当たりの販売額といいますかね、これは今どのぐらいの額になっているでしょうか。

○**産業振興課長（木下恒雄君）** これも農林業センサスの調査結果からでございますと、平成17年でいいますと10アール当たりの生産農業所得ということでございますと、8万円という状況でございます。

以上でございます。

○**2番（西川洋一君）** 税額に比べて生産緑地の場合にはまあまあですけど、宅地並み課税、市街化農地に選択した農地の税金は、もう農業生産では払えないということを今示したと思うんですよ。ですから耕作地、農地が減少している主な内容は生産緑地でなくて市街化農地が著しく減少ですよ、この間ね。そこは確認しておきたいと思います。

私も農家の方のところを訪問しまして、次のようなことも聞いています。農地の税金を年間100万円払っているということでした。100万円ですから——これ年間ですよ。先ほどの1反当たり48万円をこれに重ねますと、1反5畝ぐらいの市街化農地を持っているということだと思ってるんですよ。それ市街化農地ですよ。ですからここでは市街化農地ということの制度ができたのが新生産緑地法、平成4年度からの選択になりますよね。ですからそれから今年ということになると17年、掛ける年間100万円ですから、1,700万円の税金を払ったということですよ。まあこれは払えたってことだと思ってるんですけど。本当にこれは大変な問題だと思います。

それでも一つ、農地がなくなる原因に相続税の問題がありますけれど、相続税で、直近の例で——直近っていてもこの何年間かの例で、相続によって農地をどのくらい減らしたかというような、特定の農家を例にとって紹介することができますか。もちろん名前だとか面積だとか言わなくて結構です。パーセントで言うただけならば結構ですから。面積言っちゃうとある程度特定できちゃうと思いますので、言わないでお願いします。

○産業振興課長（木下恒雄君） 相続税による転用というような部分で申し上げさせていただきますと、ここ1年ちょっとの数値でございますけれども、相続に伴うものと思われるもの——この理由といたしましては、転用届等に転用の理由、こういった記載がございませんので、あくまでも担当のほうの想像ということで御理解をいただきたいと思います。

全体で15件ほどございました。そういった中ではですね、転用という部分では農業者みずからが共同住宅等を建設する場合の4条届け出、あるいは所有権等の移転に伴う5条届け、こういったものがございます。これらの届け出にはですね、先ほど申し上げましたけれども、転用の理由を記載する欄がございません。そういった中ではですね、相続に伴うと思われる届け出につきましては15件ほどということで、相続開始前に30アール以上、こういった農地を所有していた届け出、これが5件ございました。個々の転用面積の割合といたしましてはですね、20%台が2件、50%台が1件、80%台が2件、こういった面積の農地の転用が行われてございました。

15件の届け出前の農地面積の合計は、全体で約3万2,000平方メートルほどございました。転用面積が40%に当たる約1万3,000平方メートルほど転用されてございます。最近5年間の農地転用面積はですね、平均で約2.7ヘクタールという状況でございますので、おおむね5割相当が相続に起因する農地転用でなかろうか、こういったふうに想像しているところでございます。

以上であります。

○2番（西川洋一君） 農家の人は生産緑地とそれから市街化農地、人によっては半々とか、人によっては生産緑地が多いとかそういうことありますけれど、相続が起こるとまずその税を払うために市街化農地のほうから売却して税を払っていくと、これが現実なわけですよ。そのことによって相続が起これば、今示した例によりますと40%が、耕作地がなくなっていくということですよ。

ですから今農業は大事だと言われながら、国の政策、税の関係でいけば農地はどんどん手放してくださいという、そういう政策になっていると。この関係はね、先ほど私、農家の人は一生懸命頑張っているということで、これは市側と同一の認識になりました。もう一方で、一生懸命頑張っている個人、農家はいるんだけど、その頑張りをだめにするような農地課税、税制度があると。この辺でも市はそのように認めますか。

○市民部長（北田和雄君） 農地の減少の大きな要因は、西川議員おっしゃるとおり相続というのがあります。ただその相続による税だけが原因というわけでもございません。現在の相続は、相続人の均等相続ということになっておりますので、どういう相続をとられるかによって変わってくると思います。

例えば農地があってそれを、相続人が3人いて、3人で均等にもし相続をしたとして、その中のお一人の方は農業を継続していくという場合は、恐らくその方の相続は農地として残ると思いますが、残りの方が農業者でなく、農業をやっていく気持ちも技術もないということになると、相続した農地については転用なりをして、当然別のほうに転用されていくということもございます。これが一つございます。

それともう一つは、これは税制のやはり問題になりますが、相続税につきまして農地の耕地面については納

税猶予制度というものがあまして、かなり相続税軽減されております。ただ農業というのは畑だけでできるものじゃありません。耕作機械の倉庫ですとか、あるいは農作業をする場所だとかいうものもごございます。そういうことから農家の方というのは比較的広い宅地を持っております。ただそれらは納税猶予では対象とされませんので、普通の相続税がかかってきますので、面積が広いためかなりの税が賦課されるケースが多いです。この税をやはり払うために、宅地の一部を処分して払えば農地は残るんですが、なかなか宅地の一部の処分というのは難しいものもありますので、どうしても農地を処分して宅地面を保全していくというようなことで、農地が減少していくというようなことがあるというふうには認識しております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 相続の仕方によっては、あるいはその農家の中で話し合っ、農業を続けていくか続けていけないかという相談があつて、その相続の仕方によっては農地を残せる家もある。しかし客観的に見ると、先ほど課長が示したように相続によって40%減っちゃつてると、これが現実です。その主なものは、今部長が認めたように農地に対して軽減の猶予制度があると、そういうのを活用する、それは生産緑地のことを示していますよね。しかし農家全体として見れば、農業に使う道具を入れている物置、自分の住んでいる屋敷、農業用の作業をする庭、そういうものも広く持っている。それに対して税金もまたかかってくる。つまり農家の生活全体に対して大きな税があると。このことによって農地そのものも減っていく。つまり農業が衰退していくという現状にあるというふうにも今示したと思うんですよ。

ですからこの農業というものに対して、行政がどう生かしていくということで考えなきゃならないかということがね、この税の問題をとってみても明らかじゃないかと。これは税の問題は、固定資産税は市の問題かもしれないけど、市が固定資産税を国の定める率よりも低く徴収するということはできないと思うんで、やはり国との関係でこれも出てくるんじゃないかというふうに思います。やはりこの農業の問題を一生懸命やろうとすれば、振興させようとするれば、農家に対してああやればうまくいくんじゃない、こうやればうまくいくんじゃないという示唆をするんじゃないかと、根本から直していかなければいけないんじゃないかというところ、ここんところが今農家がぶつかっている大きな問題点じゃないかというふうに私は認識するんですけど、市長はどのように認識しますか。

○市長（尾又正則君） ちょっと話は昔に飛ぶんですけども、私が青年時代に農地に対する宅地並みの課税ということが国から出されて、市内の農家も、とにかくむしろ旗を立てて闘ったわけでありまして、私も農地に宅地並み課税することは反対だったわけです。

ところで、当時のある与党の国会議員とちょっと議論したんですけども、国会議員に私抗議したんですよ。農地を宅地化したらやがては都市農業は衰退すると、崩壊すると。そう言ったら、その国会議員が言うには、今の農家は農業はほとんどやってないんだと、ほとんどアパート、マンションでもってやっているんだと、その意味で宅地並み課税はやむを得ないと、そう言ったんですけども、私はそうではないと。農家は農業だけじゃ食えないからマンションをつくるんであって、農業でもって食えるような政策をつくるのが国の責任だろうと、そういうような議論をしたことを覚えていますけども、いずれにしても今西川議員がおっしゃった問題点は、都市農業の根幹にかかわる点を指摘していると思うんでありますけども、この農地の問題は極めて国政レベルの問題であると思うんですよ。したがって自治体でできる範囲は非常に限定されていますけども、できることはやるという努力をしながら何とか都市農業を守ってまいりたいと、そのように思っております。

○議長（粕谷洋右君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時17分 休憩

午前10時28分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○2番（西川洋一君） 都市の農地について、これまで都市開発の面からと言っていいんでしょうかね、都市における宅地の需要が大きく、またあるいはいろいろな施設建設の用地、これは企業の施設用地なども含めて、そういう需要にこたえるためということで都市の農地に対して、これを農地から他の目的に転用するという要求がこれまで非常に強くあり、この間そのために農家が農地を手放すようにと言っていいと思うんですけども、税制がいろいろと変わってきました。この主な変遷について説明をしていただけますか。

○市民部長（北田和雄君） 農地課税の変遷ですが、ポイント的なところだけちょっと簡単に御説明しますと、昭和47年に地方税法が改正され宅地並み課税というものがなされました。49年に生産緑地法、これ今だと旧法になりますが、ここで生産緑地に指定された農地については宅地並み課税が免除されるということになります。それで昭和50年に、これは相続税の関係ですが、相続税の納税猶予制度というものが創設されて、農地で継続してやる場合は相続税が免除されると。この場合の農地継続は、このときは20年農地として耕作するということが要件になっておりました。その後平成4年ですが、生産緑地法が改正されて、ここでは生産緑地の指定を受けて、その生産緑地は30年の耕作を要件としております。これが現在の生産緑地法ですね。そのときまた納税猶予の制度も改正がありまして、納税猶予を受けた後の営農期間が20年だったものが、終身の営農をしていくことが条件というふうになってきております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 今の説明は農地に対して、例えば49年の場合には生産緑地内農地は宅地並み課税が免除するという説明ですから、生産緑地外農地は宅地並み課税ですよ。それから平成3年の改正についても、これは生産緑地とそうでない農地に選択を迫られ、生産緑地でない農地は宅地並み課税と。つまりこういう制度が変わる節目節目に農家の税負担は大きくなる、こういう変遷がありました。これは都市の農地は、ほかのものにどんどん転用するんだというこれまでの国の政策のもとで行われたんですけど、しかし農家の皆さんの——農協も含め、農業会議も含め、それでは農業やっていけないということで非常に大きなその時点その時点で運動がありました。ですからその中間をとって、例えば57年には長期営農継続農地制度というのがあって、10年以上農業を続けていくという意思があって、現実にそれを続けて5年がたてば固定資産税の納税が猶予されると。つまりここには農地を手放せという国の方針による圧力と、それに対して農家が、それじゃあやっけないんだから、農業を守ることは大事だということで運動して守ってきた、こういう経過があったんです。その歴史だったと思うんですよ。

今新生産緑地法が平成3年になって4年度から実施ということになってきた結果、この10年間で著しい農業の衰退がありました。それ一番最初に課長のほうからも示してもらった数字です。そういう状況だと思うんですよ。

ですからこの農地に対する税制の問題、農業をどう見るかということに対する——それは税の問題であらわれているわけですから、このことを解決しようとすれば農地税制の改善、例えば市街化区域内農地、農業用施設用地、屋敷林などの固定資産税を農地並み課税にしていくこと、これが今本当に大事じゃないかと。それから相続税の評価にしても、市街化農地であったとしても、これは農業を続けていける限り農業投資価格によ

る農地評価、それが必要じゃないかと。また生産緑地制度は、これは機能しているわけですから、この生産緑地の追加指定を推進すること。また生産緑地の基準を緩和、つまり今一番下の面積がおおむね500平方メートルですけれども、これを例えば300平方メートルに面積要件を下げるなど、あるいは終身営農、相続税納税猶予をとれば終身営農の生涯営農の問題の条件緩和、こうした方向で改善を求めていくことが必要だということだと思います。これは農業者がそれをやればいいよということだけじゃなく、やはり市としても、私たち農業をやっていない市民としても、それを応援してやっていく必要があると思います。市もその方向でぜひ努力をしていただきたいと思います。

それで、これまで都市の農地については、農地をどんどんほかの用途に転用しなさいという国の政策ではあったんですけども、部長から国の動きについて説明があったように、今都市政策について大きな転換が起ころうとしています。この大きな転換は、私はいろいろ小委員会の文書をインターネットからとりまして読んでみますと、多方面にわたって及んでいますけれども、農業のことに関係することであれば、都市というものを見るときにそこに農業がある、農業も含めて都市なんだと、こういう考え方に変わってきてるんじゃないかと。これまでは農地から転用するようにと、こう言っていたものが、農地をふやす必要がある、こういう趣旨の内容もこの小委員会の報告案には載ってきてると。先ほど部長が説明したのは、第8回目の報告案ですけども、今はもう9回目が出てますけれども、その9回目でもその基本的な考え方は踏襲されてるんじゃないかというふうに思うんです。

今そういう方向に、都市における農業政策、都市政策も大きく変わろうとしていますので、これをじっと待つのではなくて、やはり農業者も含め、また市も含め、都市には農地が必要だ、農業をもっと応援しなければいけないという立場でいろいろと活動をしていく必要があると思うんですけど、市長その辺は策はありますか。

○市民部長（北田和雄君） 都市農業を取り巻く環境が今までと少し変わってきているということは、確かに西川議員おっしゃるとおりでございます。それが先ほど御説明しました国土交通省の検討委員会での報告などにも出ています。今こういう時期ですので、東京にも農地を抱えている自治体はまだ数多くあります。それで平成20年の10月ですが、都市農地保全推進自治体協議会というものが設立されました。これは区部も含まれております。構成団体は37団体で構成されているもので、会長は練馬区長が今のところ会長をやっております。

この中で、やはり時宜に即した国への要望というようなことも活動内容の柱になっておりますので、まさに今国のほうでいろんな動きが出ておる時期でございますので、こういった協議会なども通じながら国へは要請活動をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 市内で運動を起こすってわけにはいかないでしょうかね。

○市民部長（北田和雄君） この都市農業の問題というのは、やはり東京の各農業を抱える自治体の共通問題だと思います。特に税制の問題は国の制度のことでもあり、共通な課題というふうに皆さん認識しているところですので、国への強力な要請ということになりますと、一自治体というよりは目的を同じくする自治体が結束をして運動を展開していくほうが、国への大きな力になるというふうには考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） 国への要請は大いにやっていただきたいと思いますけれども、やはり地域で農業を大事に

しないような政治家はみんなから見放されるよと、そういう運動が地元で起こるのが一番強いんですよ。先ほど税制の進展のところでも長期営農継続農地制度なども紹介しましたが、これも国の圧力いろいろあるんですけど、でも農家の方がそれじゃやっつけてないからってことで、農協やあるいは各種農業政策団体に加盟していろいろ活動したわけですよ。そういうことの結果、本来は宅地並み課税だよと言いながら、一生懸命農業やるところは農地並み課税でいいよというそういう実をとってるわけですよ。それはやはり地元からの——個々の農業者は当然、それを応援する私たち市民の運動が地元にあるということが、私は非常に大事なんじゃないかと。これをやって東大和市の農業が守れるということだと思うんですよ。

今国の動きとしては、先ほど来から大きな転換が、政策転換が始まろうとしてるわけですよ。でも冷静に考えてみると、これまであった宅地並み課税の農地を農地課税にしてくってことになると国の収入が減るわけですよ、端的に言えば。すると財務省は何て言うか。いろいろ考えると、やはりそこには政策をめぐってのいろいろな動きがあるということになると思うんです。

ですから先ほどの小委員会の——なぜこういう小委員会が持たれてきたかということには、大きな変遷がやっぱりあると思うんですよ。平成10年ごろからの都市計画中央審議会での答申、それを受けて平成15年にも社会資本整備審議会の答申、平成18年にも同じく答申があり、そうした経過の中で小委員会がつくられて——今農地のことだけ言ってますけど、農地に対してそういう考え方に変わってきてるっていう、社会的なそういう条件があるときに、今市政が農業者と一緒に、あるいは市民の皆さんと一緒にそれをさらに加速させようという努力をすべきじゃないかと。もちろん国への要請は大いにやるということを前提にしてですね、そういうような動きつくれないでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 税制に関しては、やはり国政レベルの話になってしまうというのが基本でございます。ただ地域での農業に対する守っていきこうという活動が、税制改正を後押ししているという認識はございます。ただ先ほども申しましたとおり、地域での活動を集約して関係団体が国へ働きかけていくということが、やはり一番近道であり力になるというふうに考えておりますので、それに頼るということじゃございませんが、地域での活動もやはり関係者、農業委員会、農協、それから農家自身と連携が必要でございますが、そこでの連携を図りながら、そこで出た意見をそういった協議会の場で反映をして、それで国のほうにぶつけていくということで活動は進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） よろしくお願ひします。

農家の生活を成り立たせる上で、農業収入が50%以上の農家、まあ販売農家というふうに呼んでるようですが、けれども、この販売農家数の変遷はいかがでしょうか。

○産業振興課長（木下恒雄君） 販売農家数ということでございますが、今ちょっとデータを探しますので、申しわけございません、ちょっとお待ちいただいてよろしいでしょうか。

○2番（西川洋一君） 専業農家は農業センサスによればふえています。専業農家、世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家。専業農家がふえる、これは若い者が農業につかなければそういうことになっていっちゃうのかもしれないんですけど、いずれにしても農業だけでね——農業を中心にやっている農家が、専業農家がふえているというのは農業センサスの結果だと思うんですけど——さっきのは販売農家ですからね。

そうした人たちを応援していく上で、直売所の果たしている役割は非常に大きいというふうに思うんです。この直売所の果たしている役割、これをもっと改善する上で常設の直売店が必要と私は思っています。これに

については、さきの他の議員に対する答弁の中で、JA、農協がその方向に向かって今努力中、検討中ということのようではありますが、箇所数だとか場所だとかそういうことについて情報がありますか。

○産業振興課長（木下恒雄君） JA東京みどりで検討しているという各市の共同直売所ということでは、箇所数といいますと、JAみどりを構成する市、6市ですかね、そちらのほうに、それぞれの市に1カ所ということを知っています。そういった中で、まだ規模だとかそういった部分の詳細については情報を得ていないという状況でございます。

以上であります。

○2番（西川洋一君） 農協がそうやって努力していることに対して、市は応援することができるでしょうか。地域活性化・経済危機対策臨時交付金などを使ってできるでしょうか。総務省の通知によれば、そうした施設への活用も可能であるかのように私は理解しているんですけども、そういうものを利用して、さらに応援して早急に実現というところへ持っていけないかという意味の提案です。

○市民部長（北田和雄君） 現在東京みどり農協が進めている直売所ですが、東大和市につきましては駅周辺を一応目途に進めているという話はお伺いしています。ただ実際どういう形になるかというのが、まだ具体像が出ておりません。その具体像がない中で市がどういったことができるかというのも、ちょっとまだ見えてないという状況でございます。

地域活性化基金の活用でございますが、こちらについては締め切りがかなり早いという、近づいているということもございまして、それに間に合う形で具体化していくような状況には今ないという状況にあります。

以上です。

○産業振興課長（木下恒雄君） 先ほどお答えができておりました総農家数とか販売農家数、こちらのデータにつきまして申し上げます。

平成7年、12年、17年ということでございまして、まず総農家数でございますが、平成7年が256戸、12年が225戸、17年が207戸となっております。このうち販売農家数につきましては、平成7年が130戸、平成12年が121戸、平成17年が105戸でございます。また総農家数のうちの専業農家数でございますが、平成7年が11戸、平成12年が40戸、平成17年が34戸、こういったデータとなっております。

以上であります。

○2番（西川洋一君） 専業農家、私増加してるって言いましたけど、7年と12年の差でしたね。それにしても7年と17年を比べましても3倍近くなっているということで、専業農家はふえてるということですよ。状況が大変な中でも販売農家は7年と17年を比べて25戸の減ですから、まあ悪条件の中でも非常に頑張っているというふうにも示されたんじゃないかと。ですからこの販売農家をさらに応援していくという上での直売所、本当に大事だと思いますので、農協の検討を何らかの形で応援できるようにっていうふうに言ったほうがいいんじゃないか、それを積極的に進めてほしいと思います。

さて、この農業問題大事だと言いながら、市長も先ほど農業大事だって言ったんですけども、私、農業予算これを、まあ割合0.2%ですから、倍にすれば施策の面でもいろいろ応援できるんじゃないかというふうに思います。事業者の方からも、空き店舗のところで農産物売ってくれないかしらというような声もあると思うんですよ。事業者のほうでも、さきの他の議員の質問に対する答弁でも、事業者との連携が始まっているということもありました。そうした施策への支出などもできるようになるんじゃないかと思ひまして、農業予算、農業の大事さを発言するには、その割合には農業予算が余りにも少ないと、こういうふうには私は認識してるん

です。

仮に0.2%を倍にしたとして、これまでも人件費部分がありますから、それを除くと予算を倍にすれば政策部分は3倍になるんじゃないかというふうに思うんですけど、市長、この農業の重要性からかんがみて農業予算をふやす考えはありませんか。

○市長（尾又正則君） 都市農業につきましては、国策だと私は思っております。都市計画法に農地の保全について言及されていないという中で、先ほど私が言いましたように、今農地法の一部改正並びに国においては都市計画制度の見直し等々が検討されていますけれども、果たして今西川議員おっしゃったように国策においてどうか、例えば財務省がどう言うかわからないわけで、依然として都市農業は不透明であるという中でありますけれども、かといって我々自治体では農業を守っていく義務があると、そのように認識をしています。今後ですね、今の西川議員の御指摘を踏まえて庁内でも検討させていただきますけれども、いずれにしても何とかこの市の農業をしっかりと守っていくためにも、予算措置についても今後とも検討してみたいと、そのように思っております。

○2番（西川洋一君） 何のためにふやすかってこともあるんですけど、例えばこれまでもお願いしております直売所の人的支援の問題もありますし、あるいは農業ボランティアを育てるためのそういう講座を開く費用とか、そういうことに充てることは——そういうこととしてふやしていただきたいと。とにかく何もやることなく、とにかくふやすんだじゃなくて、やはりやるべきことはいっぱいあるからふやしてほしいという意味です。そういうこととしてぜひお願いしたいと思います。

次に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のことでございますけれども、これはこの議会でも、この交付金だけじゃなくて、その他今回の補正に関していろいろと質問がありましたけれども、今現在私の指摘している地域活性化・経済危機対策臨時交付金、この部分を使っての市の具体策については、各部署からいろいろ提案してもらって、それをまとめようとしているというふうに、そういう段階であるというふうにお聞きしたんですけども、そういうことでいいんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、東京都を経由してきまして、限度額ということで約2億600万円ということでございます。それを受けまして対象事業が今回示されておりますけれども、地球温暖化対策あるいは少子高齢化社会への対応、安全安心の実現、そのほかということですのでかなり広範囲な事業対象になっております。それに基づきまして各部に照会しまして、調査を現在しております、間もなく取りまとめを終えて、それから優先順位等々の検討をして理事者の査定を得まして計画書を上げるようなこととなります。それが近いうちにありますので、7月の中には東京都からの事業計画に沿った中身のやりとりがあろうかと思っております。その前に一応計画素案というものは6月のうちにはお出ししていると、そのような計画であります。

○2番（西川洋一君） 各部課から出された案を6月中に精査して、7月には東京都に上げて協議すると、こういう日程になっていると今おっしゃったんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 事務的には6月いっぱいには素案を送る形になろうかと思っております。その後、その素案に基づいてのヒアリングなり照会を東京都とのやりとりを受けるということになりまして、時期的には9月の補正を目標に準備を進めたいと思っております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） この使い方については、市長側から、つまり理事者側から、このお金についてはこうい

う方向の政策で使いたいと、そういう示唆をもって各部署に指示すると、こういう考えはないんですか。

○企画財政部長（浅見敏一君） もちろん市長に今回の交付金につきましての趣旨を説明いたしまして、その指示に基づいて、各部で今まで懸案であった主要事業の計画であるとか、あるいは近々に対処すべき経済対策的なもの、そういうものも考慮してもらおうということで各部に調査をし、それを上げたものを集計して、それで市長の査定を受けまして計画に上げるということでございます。

○2番（西川洋一君） そうですね、何に使うかということですよ。そうすると指示した、こういう方向で使いたいというそういう内容は何なんですか。

○企画財政部長（浅見敏一君） この中の今回の対象となっております、一つは地球温暖化対策ということがありますので、この中での諸事業についてでございます。そのほかの少子高齢化対策の事業、それから防災関係とかを含んだ安全安心、そういった点があるかと思えます。

○2番（西川洋一君） 私何でそう聞いたかっていいますと、私は今回農業問題をやって、さっき直売所のことを言いましたので、この農家の直売所——常設の直売所ですね、商業者もそこに商品を出せる。農、商、一緒になった、そうした直売所をつくれなかと。で、それなりの人も派遣すると。こうしたことにこの費用を使えないかというふうに私思ったものですから、農業振興、商業振興、これも市の重要な柱ですよ。そうしたことから各関係部署にそういうものを立ち上げる、そういう案を出してくれと、こういうふうにならないかというふうに思ったんです。

国の指示は、20年度の補正でも、出したらすぐ申請しろということで、本当に間もない、本当にひどいやり方ではあるんですけど、しかしこれはチャンスですからね、大いに活用するというでやると。今国も市もどう経済を発展させようかって考えてんだらうと。市も考えてんだらうと。今お金がないからそれほどいい知恵も出てこないけども、国はあげるって言ったんだから、市もそれにすぐのっかって、すぐ出せるんじゃないかって、国はそう考えてんのかななんて善意に思ったりしたんですけど、市のほうが積極的にそれにこたえるということが非常に大事だと思うんです。今言ったような農商あわせた振興のためのそういう施設建設して活用するということができないかというふうに思うんです。直売所のことはJ Aとの関係で、J Aが進めているようですから、その辺の調整はどうするかというのは考えるとして、ただ市としてそういう常設の商業発展のための施設、これを考えられないかというふうに思うんです。このことについてはこの交付金が使えないかと思うんですけど、いかがでしょうか。急いでそれやってもらえないかということです。

○企画財政部長（浅見敏一君） この臨時交付金を活用した事例集ということで手元でございます。この中で、项目的にはその他という項目がありまして、このその他にはじゃあ何があるかと申しますと、非常に広範囲に及んでおりまして、産業関係への事業投資あるいは観光的なものであるとかですね、そういった定義がかなり広くなっておりますので、ただいまお話いただいたものが対象とならないということではもちろんないと思いますので、これは事業担当部で精査した中での提案があるとすれば、これが対象になるか否かは確認する必要があるかと思えます。

以上であります。

○2番（西川洋一君） これまで議会で各議員がこうしてほしいああしてほしいと、これは市民の願いですと、市民から要望されたものがあるんですということで出された中で、保育の問題その他がいろいろ議論されました。そのほかにも本当にちょっと使うだけで要望にこたえられるような、例えば高齢者の火災報知機設置の事業などもこの対象に入ってるわけですよ。今市の火災報知機の予算は本当に数十万円というところで、やっ

てるかやってないかわかんないような、でもやってるという金額ですけど、やんないよりいいわけですけどね。でもここのところでね、こういう機を活用して一気にやるとか、来年度でしたっけ設置義務がもうくるわけですよ。ですからこういうところにやるとか、それからアスレチックの遊具がどんどん腐って壊れていくという状況の中で、アスレチックへ行っても何か遊具がないねと、これがアスレチックなのという声も聞かれる中で、こうした遊具——施設整備もこの交付金使えるわけですよ。事例集の中で、これは山口県周防大島町というところでやってるようですよ。それから住宅リフォーム助成制度にしてももっと拡充するとか、こうした各議員から出されている個々の内容についても大いに検討して、2億円をみんなで分ければ少なくともちゅうかかもしれないけど、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

さて、今回の補正予算については重大な問題があります。これはさきに市長も他の議員の質問に対して答弁されてたようですけども、この予算の裏づけはどこにあるのと、財政措置は——ということですね。市長それ答えてましたよね、ほとんどが借金じゃないかと。ここが大きな問題なんですよ。 (発言する者あり) そうです。それで私が今あれやってほしい、これやってほしいって言うのはほんの全体の中の一部です。その大部分は、大企業のできるような事業が大部分です。ですからこの財政の仕組みはもちろん変えなきゃいけないんです。ですから大企業の大規模工事、無駄遣いがね、この計画の中には、補正の中には大部分入ってます。それをやめれば、今私たちが要求しているような小さな額は国から見れば大した金額じゃないんです。ですからこの部分については私たち、やっぱり市民に役立つ政策として大いに活用する。しかし大筋では今のこういう借金による財政の裏づけ、これはやめさせなきゃなんない。ですから大規模事業なんかやめればいいんですよ。そうすれば今私たちが要求する小さな要求については、十分財源の裏づけはできるわけです。

ところで、市長の見解もお聞きしたいと思いますが、国が鳴り物入りでつくった補正予算、これは歳入で見ればほとんど借金ですよ。これは大きな問題があるというふうに思います。この後に続くのは何か。消費税増税ですよ。9日に内閣府がああいう提案をするということですから、この大枠においては改善を要求しつつ、そして個々の各地方自治体に対する具体的な施策、これは大いにやれと、こういう態度で迫るべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市長(尾又正則君) この補正についてですけども、伝統的に我が国の経済構造ですけども、外需依存という中で今の政府が、これじゃいかんという発想のもとに内需喚起と、その一環として行われたと、私はそのように理解しております。したがってこの補正予算を通して、内需に喚起されて景気の浮揚を我々は期待をしているわけでありまして、自分が心配してまうのは、そういう補正予算によって、そういう乗数を生むことが可能かどうか、それを心配しています。というのは赤字国債の発行が非常にふえております。人の話によりますと、次の予算案は国債発行額と税収額がほぼ同じなんじゃないかというふうな心配をしている学者も大勢いまして、その点私は心配であると言ったわけでありまして、ただ一方においてこういう補正によって内需が喚起されてですよ、いわゆる乗数を生んで、それによって税収がふえればそういう心配もなくなるというふうに私は期待しております。

○2番(西川洋一君) これは総務省のホームページから、4月27日のこれは通知ですね、地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づく通知、これと一体で出ていたと思うんですけども、補正予算フレームということで、歳出総額が13兆9,256億円、歳入が公債金、これが10兆円ということになっていますから、本当に借金による内容です。

それで共産党では、この補正全体に対しては反対をしておりますけれども、その大きなものはやはり大企業

の資金繰りを支援するための支援、あるいはこれまで小泉時代には白紙としてきた高速自動車道の計画などを復活させる。このような事業が組み込まれていること、国民に対する支援策は一時的、限定的なものだということから、この補正予算全体に対しては反対をしておりますけれども、こうした今言ったようなことを抜きにして、本当に国民支援のための分だけでやれば、額は小さくても国民支援に、地方自治体支援になるわけで、そうした予算組みが必要だということを私は述べたいと思います。

さて、こうした大枠では反対をしても、しかし個々の分では市が利用できるものがあるんですから、これは大いに利用していくという構えです。ぜひそれでやっていただきたいと思います。

それで二つ目の——こうした機会に事業者についても今の状況をもっともっと聞いて回って、何を市政に望んでいるか、これをじかにつかんでいただき改善をお願いしたい。で、今市がそういう方向で担当部署を中心に進めておられると思うんですけども、その具体的な成果といいますか、そういう点では緊急融資、無利子にするとか、それは声を聞いて実行しましたっていう市長の提案だったと思うんですけど、それからまた農業者、事業者との販売その他に対する協議、これは市が仲立ちして進めていきたいと、これは他の議員に対する答弁だったと思うんですけど、そういうこととして進められているわけで、この成果をさらに発展させていく上で、もっとこれまで以上に事業者を訪問して実情を聞き政策に生かす、この活動を担当部署だけでなく、私はできれば全部長に行ってほしいんですよね、いろいろと。そういうこともお願いしたいと思うんですけども、市長そういうふうに各部長に指示することできませんかね。

○市民部長（北田和雄君） 市内の各事業者の状況把握ということで、最初は経営状況のことを聞いたり、その後雇用状況のことを聞きたいということを今までやってきました。調査に当たり事業所との連絡をとっているんですが、こういう状況でもありなかなか事業所のほうもお忙しいというようなことも伺っております。ただまあそうは言いますが、現在の状況はかなり雇用に関してはまだ——経済は1月、3月期で底を打ち株価も上がって明るい兆しが見えたという報道もありますが、雇用はなかなかまだ厳しい状況にあるということもございますので、相手のあることですので、相手の業務を邪魔してまでというわけにはいきませんので、機会をとらえて引き続き聞き取りなりは続けていきたいというふうには考えております。

以上です。

○2番（西川洋一君） ぜひ市長、各部長に指示していただくようによろしくお願いします。

最後の平和の問題です。

市としての施策を一層拡大すべきではないかということですが、時間もありませんので2点。

一つは、今平和市長会議というのがあります。この平和市長会議に東大和市もこの機会に参加して、核兵器廃絶に向けた世論の形成、運動を一層強めていくと。これは市の基本方針、平和都市宣言もしているわけですから、そういう立場から極めて当たり前として受けとめられる内容だと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点は、原爆、核兵器、広島・長崎に原爆が落とされた、こういうことを小さい子——小学生が、知らない子が少なからず出てきているように私最近感じてきました。学習指導要領あるいは市の平和都市宣言、あるいは議会の非核都市宣言に関する決議、こうしたものが学校ではどのように教えられているのかお聞かせください。

○学校教育部参事（今城 徹君） 平和についての学習指導要領上の位置づけ、または学習の中でどのように指導されているかについてお答えさせていただきます。

まず本市ではですね、小学校社会科3年生、「わたしたちの東大和」という副読本がございます。こちらの

中にはですね、戦争を経験してきた東大和市の状況について、特に工場等がありましたもので、その被害を受けたということについて触れていると同時に、実際に東大和南公園に見学に行って、実際に被害を受けた塔を見て、それを学習の材料としていると同時に、郷土博物館の方をお招きして戦争の当時の様子を聞いている、これが小学校3年生です。小学校6年生には歴史の学習があります。この中でも取り扱っております。中学生につきましては、中学校社会科、歴史的な分野と公民的な分野において、これ中学校2年生、3年生でございますけど、この中で戦争について、平和な世界の実現についての学習、このような形で取り組んでいます。

特に原爆につきましては、小学校の指導要領の中にはですね、人類最初の災禍などの経験を生かし、国際社会の平和と進展のために果たす責任と義務を持っているというような文言があるということで、このことについて今言ったような形で、小学校の3年生から指導の内容として取り扱っているというところでございます。また道徳でも、ほかの国語科でも教材としてですね、戦争を扱った教材の中で平和教育について取り扱っているところでございます。

以上です。

○企画財政部長（浅見敏一君） 平和市長会議についてでございますけれども、この活動の平和関係団体ということでございますけれども、全国では254の自治体、市、町で構成しております。三多摩を見ますと4市が加盟しているようでございます。これについての紹介等もいただいたこともあります。またそのほかに平和関係団体という位置づけで、自治体が加盟しているような協議会もございます。そういったことからですね、情報についてはそういうところからもいただくようなことは引き続きさせていただいておりますが、こういった加盟されている自治体、その中での活動内容については事務方のほうでも内容を確認してみたいと思っております。

以上でございます。

○2番（西川洋一君） 平和市長会議については、会費ゼロで、この運動は全世界的な運動ともなっておりますので、世界の中から見れば東大和市はほんの片隅の一地方かもしれませんが、そこからも平和に向かっての声を大きく発信していく、こうした活動に参加していくこと大変重要だと思います。教育委員会においては、さらに平和の教育を強めていただきたいと思います。

最後に市長、この市長会議についていかがでしょうか。

○市長（尾又正則君） ただいまの御提言の平和会議でありますけども、西川議員が……。

○議長（粕谷洋右君） 発言の途中ですが、時間がまいりましたので西川洋一議員の一般質問を終了いたします。ここで10分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

---

午前11時33分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（粕谷洋右君） 次に、6番、中村庄一郎議員を指名いたします。

〔6 番 中村庄一郎君 登壇〕

○6番（中村庄一郎君） 6番、自由民主党新政会、中村庄一郎です。通告に基づきまして、一般質問をさせて

いただきます。

まず1番です。空堀川の整備状況についてであります。

1番の①として、現在の河川整備の進捗状況は。

②といたしまして、今後の整備予定は。

次に2といたしまして、学校の教育と環境の整備についてであります。

①といたしまして、校舎の耐震工事の現状と今後の課題。

①のアといたしまして、耐震工事の現状について。

イといたしまして、耐震工事基準外の校舎の現状についてであります。

②といたしまして、海外からの市内中学校でのホームステイの生徒の受け入れについて。

アといたしまして、他市の状況と当市の課題であります。

③といたしまして、学校内で使用できるパソコンの数についてであります。

③番のアといたしまして、生徒の使用数と教職員の使用数について。

④といたしまして、校庭の芝生化についてであります。

④のアといたしまして、当市の状況と今後の課題についてであります。

以上、再質問につきましては自席で行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔6番 中村庄一郎君 降壇〕

〔市長 尾又正則君 登壇〕

○市長（尾又正則君） 初めに、空堀川の河川整備の進捗状況であります。空堀川の河川整備事業につきましては、高木橋から下流の整備が完了しましたので、現在高木3丁目地内におけます下砂橋上流の護岸整備工事と奈良橋6丁目地内における砂の川橋付近の護岸整備、また橋梁の新設工事を行っております。

次に、今後の整備の予定でありますけれども、東京都によりますと今後の空堀川整備工事につきましては、引き続き高木3丁目地内におけます護岸整備と橋梁の新設工事、高木橋のかけかえ、さらにまた奈良橋6丁目地内の護岸整備と八幡通りにかかる東芝中橋のかけかえを予定しているとのことであります。

次に、学校の耐震工事の現状と耐震工事基準外の校舎の現状であります。学校は児童、生徒が1日の大半を過ごす場所であり、かつまた災害時の避難場所として、その安全確保は極めて重要であると。そういうことから前倒しによる耐震化事業を促進し、平成26年度末までには完了させたいと考えております。また耐震工事の必要がない校舎につきましても、経年等による劣化が見受けられます。その改修整備につきましても、元気な東大和再生プランの主要事業プランに基づき進めていきたいと考えています。詳しくは教育委員会から後ほど御答弁をお願いします。

次に、海外からの市内中学校でのホームステイの生徒の受け入れであります。国際化が一層進展している社会において、日本や世界の伝統文化に触れる機会の充実を図り、それらを尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てることは非常に意義があると、そのように認識をしています。詳しくは教育委員会から後ほど答弁をお願いします。

次に、学校内で使用できるパソコンの数であります。情報通信技術、いわゆるICT技術は、今日の社会においては不可欠なものとなっております、子供たちが身につけるべき知識や能力となっております。また教員用のパソコンにつきましては、多様化する校務を効率的に処理するためにも必要なものと思われま。これらのことから今後も国の制度等を活用し、学校内で使用できるパソコンの数を計画的にふやしてまいりたいと、

そう考えております。詳しくは教育委員会から御答弁をお願いします。

次に、校庭の芝生化の現状と課題であります。校庭の芝生化は都市のヒートアイランド対策としてのみならず、砂ぼこり対策、教育環境の改善などにもつながることから、今後推進していくべき事項と認識をしています。詳しくは、これも教育委員会から答弁をお願いします。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○教育長（佐久間栄昭君） それでは、2番目の御質問の学校の教育と環境の整備についてお答えをさせていただきます。

まず①の耐震補強工事についての現状であります。学校の耐震化率は現在36.1%で、多摩の各市の中でも高いほうというか、最低に近いという状況であります。平成21年度であります。工事は第五小学校の耐震補強工事を行い——これから着工いたします。設計は5校の耐震補強工事の設計を、また耐震二次診断は3校で行うこととなっております。今年度設計を行ったものにつきましては、来年度工事を行うこととなりますので、来年度からは複数の耐震補強工事を行っていく計画となっております。校舎の耐震補強工事はですね、平成23年度までに完了させる計画であります。また体育館を含めると、市長からお話がありましたように26年度までに完了させたいというふうな計画で進めていくということでもあります。

次に、耐震工事の基準外の校舎の現状ですが、これは耐震補強工事をしなくてもよい校舎の施設の改修ということだと思いますけれども、まず市全体の主要事業計画に基づき進めていくというのが基本でありまして、緊急性等ある場合には適宜修繕等も行って対応しているところでもあります。今後も状況に応じた適切な対応が必要と考えているところでもあります。また耐震工事を行う際、耐震工事以外の部分の改修等については、経済性等を考えて耐震補強工事とあわせて実施できるかどうか検討しながら、現在実施しているところでもあります。

次に、②の海外からの生徒についてホームステイで受けることはどうかということですが、日本人だけでなくですね、他の国の生徒と交流する機会をつくり、国際社会で生きる日本人としての自覚を深めるということにつながるということから、ホームステイは効果があると考えております。現在ホームステイの生徒を受け入れているのは26市中7市で、中学生を相互に派遣している交流であります。そういうことを行っていると。また中学生を海外に派遣するに当たり、生徒1人当たり40万円程度の補助をする市もあるということでもあります。受ける場合は、生徒を受け入れてくれるホームステイ家庭を見つけたりしている、そういうこともしているようであります。当市では、ホームステイの生徒を受け入れているという学校はありませんが、日本に來ている留学生を招いて生徒と話をすることについては、国際交流の一環として行っている学校もあるということでもあります。今後校長会にも相談してみたいというふうに考えているところでもあります。

次に、③学校内での使用できるパソコンの数ですが、現在パソコン教室では小学校がおよそ児童2人に1台、中学校はおよそ生徒1人に1台が設置されております。教師用パソコンは平成18年度から教師2人に1台を目指し整備を進めているところで、現在の配置数は小学校が85台、中学校が62台、計147台ということになっております。教師用パソコンは、当面2人に1台、最終的には1人に1台の配置ができるよう目指していきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、④の校庭の芝生化についての現状と課題でありますけれども、芝生化につきましては市長からお話がありましたように、環境の面から見ても効果が大きいということにかんがみまして、校長先生やPTAの代表の方々に機会あるごとに情報提供等を行っております。現在第四小学校で芝生化について検討していきたい

との意向がありまして、これを受けまして東京都の事業であります、児童を対象とした出前講座が企画されております。一時的ではありますが、現在第四小学校の校庭の一部に芝生が敷かれているという状況であります。これは芝生に対する理解を深めるのによい機会となりますので、この機会をとらえ校庭の芝生化が実現するよう努力していきたいというふうに思います。課題でありますけれども、やはり芝生を敷いた後ですね、どのようにして良好な芝に保っていくかという維持管理が課題であります。学校、保護者等との協働による維持管理体制のもとで、良好な芝生が維持できるよう支援等に努めていくということで、これから進めていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

○6番（中村庄一郎君） それでは、順次再質問に移らさせていただきます。

まずは空堀川の整備等の現状についてですけれども、今回の議会の中でも他の議員も質問されているようなことがるありますので、重複している部分については端的にひとつお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いたします。

まず東村山市境から武蔵村山市境までのですね、その間の空堀川の計画の河川の幅員ですね、これを教えていただきたいと思うんです。

○土木課長（木村哲夫君） それでは空堀川の計画河川の幅員につきまして御説明申し上げます。

武蔵村山市境から中砂の川橋まで、これ芝中団地の中央の通りまででございます。こちらにつきましては管理用通路、左右4メートル、両側ですね、これを含みまして24メートルでございます。中砂の川橋から下流側になります高木橋の間が同じく26メートルになります。高木橋から東村山市境まででございますが、32メートルの幅員となっております。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

空堀川と奈良橋川、それから前川にかかる市で管理している橋の数はどのくらいあるか教えていただけますか。

○土木課長（木村哲夫君） 市で管理しております橋の数でございますが、歩道橋を除いた数が51橋ございます。

その中で空堀川にかかります橋につきましては20橋、奈良橋川にかかります橋につきましては、認定外道路を含めまして15橋、前川にかかります橋につきましては、認定外道路を含めまして7橋ございます。その他としまして水路、陸橋等で9橋ございます。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

空堀川の河川整備に伴う橋のかけかえですね、終了した橋があると思うんですけどね、それとまた今後かけかえを予定している橋は幾つあるか教えていただきたいんですが。

○土木課長（木村哲夫君） 空堀川の河川整備に伴いまして、既にかけてしまった橋でございますが、まず下流側から、東村山市境のほうからですが、清水橋、上砂二の橋、上砂一の橋、狭山橋、下砂橋、山王橋、上砂橋、以上7橋がかけかわっております。

今後かけかえを予定している橋としましては、高木橋、東芝中橋、中砂の川橋、以上3橋が今後かけかわる予定でございます。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） それでは、かけかえた橋の耐震化というのはどういうふうになっているか教えてください。

○建設環境部長（並木俊則君） 既にかけかえた橋につきましては、東京都のほうに確認しているところがございますが、そちらの橋については、耐震化のほうについてはすべて対応しているということでございます。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） それでは橋梁のかけかえに伴う市から東京都への負担金が予算に計上されているようですが、負担金が発生する理由を教えてください。

○土木課長（木村哲夫君） 負担金が生じます原因でございますが、地域道路計画におきまして、道路の拡幅が計画されている路線にかかります橋についてですね、今回のこういう河川整備工事にあわせて橋梁部分だけでも拡幅しております。このため、現状の橋の幅員と拡幅後の橋の幅員との割合に応じまして負担金が生じるものでございます。川の幅、河川の幅方向への橋の延長につきましては東京都、河川管理者の負担になりますが、道路の幅方向ですね、横方向への橋の拡幅につきましては、道路管理者のほうの負担ということになっております。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

それでは、あと奈良橋川についての具体的な整備計画があるかどうかを教えてください。

○建設環境部長（並木俊則君） 奈良橋川の整備でございますので、これにつきましては奈良橋川全体の整備計画というところは東京都のほうでは現在持っていないという状況でございます。ただこの部分につきましては、今も都市計画事業として計画決定もされていないというのが現状でございますが、きのうも他の議員の御質問にもお答えしましたが、高木橋付近の空堀川と奈良橋川の合流につきましては、こちらの部分を緩やかな線形をもって合流とするというふうな計画を持っておりまして、現在奈良橋川につきましてはその上流ですね、約390メートルというふうに東京都は言っておりますが、その部分について用地買収を進めているということでございます。これに関しましては、河川法によります管理者としての——東京都の管理者としての拡幅整備ということの位置づけでございます。概要的には、奈良橋川の川幅を現在の7メートルから15メートルに拡幅したいというような計画をもって進めたいということでございます。

以上でございます。

○議長（粕谷洋右君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時30分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（中村庄一郎君） それでは空堀川の整備状況ですね。新河川への通水後の旧河川の取り扱いについては、どのような計画になっているのか教えてください。また箇所数も教えてください。

○土木課長（木村哲夫君） 旧河川の取り扱いということで、まず箇所数でございますが、高木橋から武蔵村山市の行政界までの間で6カ所ほどございます。まず場所的には宮前一の橋の上下流、二つ目としまして丸山一の橋の上下流、三つ目としまして都道の庚申橋の上下流、4番目としまして砂の川橋の上下流、五つ目ござ

いますが都道の中砂橋の上下流、あと6番目としまして武蔵村山市の行政界の近くになります砂の橋の下流でございます。

この旧河川の取り扱いにつきましては、平成20年度に2回ほど東京都のほうと協議を行っております。その中で東京都の意向としまして、土地については市への譲与を前提としているということで、道路法によります道路の認定か、下水道法によります下水の排水路敷としての使用を、まあ指定ですね——をしてほしいとの要望がございました。ただ現在のところ東京都の建設局内におきましても、この旧川の取り扱いがまだまとまっていないという状況でございます。またこの旧川につきましては当市だけではございませんで、東村山市にもございますし、武蔵村山市のほうにもございますので、他市との協議関係もあるということで、今後細かい協議を重ねていきたいという東京都の意向でございます。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君）　こういうものの取り扱いにつきましてはですね、なるべく早く協議していただいて決めていただいたほうが、やはりまちの様相といいますか、そういう都市の中の計画とかそういうものも随分影響されると思うんですね。特に道路づきである地域とか、あとは土地の有効活用ですとかね、そういう部分に影響されると思うので、できるだけ早目にですね、ぜひそういう活用の方法は協議をしていただいて、都のほうにも要望していただいて進めていただきたいというふうに思います。

それでは、学校の教育と環境の整備についてお伺いいたします。

年度ごとの耐震工事の計画についてお伺いしたいんですけど。

○建築課長（堂垣隆志君）　耐震工事の計画でございますが、平成21年度は第五小学校の校舎、平成22年度は第九小学校、第十小学校、第一中学校、第三中学校、第四中学校の計5校の校舎、平成23年度は第六小学校、第七小学校、第八小学校の計3校舎の工事を計画しています。これで校舎の耐震化は完了となる予定でございます。

その後、平成24年度から平成26年度は体育館の耐震化を4棟ずつ実施する計画で、市長が申し上げましたように26年度中には完成させたいと考えております。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君）　26年度までですか。体育館を含めてということなんですけども。昨年、地震防災対策特別措置法の一部改正で補助金のかさ上げがされました。また都の支援も増設されたわけなんですけども、当市も前倒しを行っているんでしょうが、まあ時限立法の期限である平成22年度末ですね、また都の支援期間の平成24年度末までに完了しないということになるんですけれども、この問題については何かわかれば教えていただきたいと思います。

○建築課長（堂垣隆志君）　当市は第一次診断はすべて終わっておりますが、その後、第二次診断、補強設計、第三者機関の評定後耐震工事に至ります。今年度の第五小学校を含め9校舎、12体育館が残っている中で、体制的にも22年度、また24年度までに完了させることは難しい状況でございます。前倒しをしたものの、26年度までかかってしまう予定であります。今後国の動向や都の動向を注視するとともに、補助や支援の延長について国や都にも働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君）　時限立法という問題もあって——まあパイが少なくなれば、これはまあ国サイドの話ですけども、パイが少なくなればまた時限立法の延長も可能になるのかなというふうな予測はしてるんです

けれども、現時点で前倒しの計画についても体制的に実現できるかどうか、それについてお伺いしたいと思うんですけど。

○**建築課長（堂垣隆志君）** 今年度建築職を1名採用させていただきました。それで増員をいただきました。ただ退職者もおりますので、今後退職者の補充、経験者の活用を市長部局にお願ひし、計画どおりに耐震化を実施していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** 退職者っていいですかね、その技術者の部分のところなんでしょうけど、管理者の部分ですね。できるだけそういうところはきちっと将来性を見定めた上でですね、将来の東大和市のあり方を見定めた上で、きちっと採用の問題も含めて検討する余地はあるんじゃないかなと思います。ぜひそのところはですね、技術者さんがだんだん少なくなっていくという部分のところであると思いますので、それによっていろんな影響、せっかくのチャンスを見逃さないようにひとつしていただきたいというふうに思います。

それでは耐震工事関係以外の学校施設の改修についてちょっとお伺いをいたします。

今各学校の状況をどのくらい把握しているかお聞きしたいんですけど。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 日ごろから学校に出向きまして、施設の状況なども目で確認し、また学校側のほうからいろいろな御相談などもお受けし、その都度施設の状況は把握してございます。また予算の編成の時期に合わせまして、学校長、またPTAの方々から御要望を承ります。その際も改めて施設の状況などを確認し、現状把握に努めております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** できるだけやはりそういうところはふだんですね、やっぱり今耐震、耐震っていいますと、そちらのほうにばかり目がいっているようでありまして、先日もちよっとある学校へ行きましたら、裏口の部分ところの屋根が少し壊れかけていたとか、そういう部分なんかも結構あるようですね。

そんな中で各学校やPTAからの要望についてはどのように対応しているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 御要望が学校あるいはPTAから届きましたものにつきましては、まずは現場で状況を把握し、また学校長等からお話も伺っております。その上ですと、すぐに対応できるような比較的小規模の修繕で済みそうなものにつきましては、市の職員の手で直接修繕をしてもおります。また職員の手ではなかなか対応が難しいというものにつきましては、予算で修繕費もございまして、そちらを有効に活用して対処しております。さらに大規模な修繕等が必要になると、予算額も相当必要になるというものにつきましては、市長部局と相談をしながら主要事業計画に計上できるように努めておるところでございます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** 常にそういうことが気楽にというか、気さくに言葉として入ってくるような状況をつくってあることが大切かなと思うんですよね。地域の人が学校に何かあつて行ったときに、やはりいろんな事情をかいま見てしまうようなところはですね、やはりまあそういう体制ができているのかなっていうふうなことですね。やっぱりこう影響があると思いますので、ぜひですね……。

実は去年だったんですけども、各学校をすべて回らしてもらってですね、会派のほうで回らしていただいたときがございました。そんな中でいろんなお話もお伺いしたところなんですけども、学校によっては非常階段が危険で使用していないということを耳にしたことがございました。これでは非常階段の意味がないという

部分、非常に立派な非常階段だったんですけどもね、かなりさびも出ていまして、そういうこともございましたので、それについてはどんなふうな処置をされているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○**建築課長（堂垣隆志君）** 昨年一部の学校のPTAの方や先生から、中村議員さんがおっしゃるような話がありました。現地を確認しております。現状は大方構造的には問題がないと思われま。また建築設備点検、定期点検委託や特殊建築物定期調査委託ですか——等も行っておりますが、指摘もございません。しかしさびがひどく、見た目にも不安を与えているようなことがございます。また基準に合った手すりはあるものの、最上部では高さの関係から不安との声があるようでございます。各学校には安全性について問題はないということをお伝えしていますが、塗装等につきましては耐震工事などで足場が共有できる場合は、経済性を勘案いたしまして耐震工事等に含めて行っていくように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** 実際にやっぱり視覚的にもちょっと怖いとかですね、使うのにはどうなのかなというところは、やっぱり条件としては満たしているとかということじゃなく、やはりそういう部分というのは配慮してあげるべきかなというふうに思うんですね。それでその階段を見ますと、屋根もないし底が見えてしまうというね、下が見えてしまうような階段であったんですね。そういうのはやはり、もう中学生にもなっているかどうかあれですけども、小学生のお子さんたちはやっぱり下が見えると怖いんだとか、やっぱりさびもかなり大きいとね。これは耐震に合わせてというのは確かにわかるんですけども、特に耐震の以外の学校なんかについてもですね、そういうところはやっぱり事前に配慮してあげる必要があるんじゃないかなと。いざというときに、いや怖いから使えないんだという話はちょっとうまくないのかなというふうに思います。ぜひそういうところは心がけて、点検に回って歩くとかそういうふうなことの配慮をしていただいでですね、施設については、やっぱり子供にとっては環境というのは一番大切だと思いますので、安心して勉強ができるような体制をつくってあげていただきたいというふうに思います。

じゃあ続きまして、海外からの市内中学校でのホームステイの生徒の受け入れについてお伺いいたします。

現在留学生等を招いて授業を行っている学校があるということですが、何か先ほどの話ですと26市中7市でやっていると。大体何校ぐらいでやっているのか教えていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（布宮英明君）** 現在学校に外国の方や留学生の方を招いて交流をしている中学校でございますが、本市5校中2校が実施しているという報告を受けております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** そうしますと中学校の英語の授業はですね、あと小学校に導入された外国語の授業においては、どの程度の外国の方が授業に入ってきてくださっているのでしょうか、教えていただきたいと。

○**学校教育部副参事（布宮英明君）** まず中学校においてでございますが、中学校においては英語の授業の中で1学級当たり年間7時間、外国の方を招いての授業を行っております。また今年度から新しい学習指導要領の移行措置として始まりました小学校における外国語活動においては、5年生、6年生の1学級当たり年間10時間の配置をしているところでございます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** そうしますと例えばこの外国人の授業ですね、7時間とか10時間と言っていましたけども、こういう方を招いてするのと、それから留学生自体を招いて交流をする授業の促進をしていく、その違いとかですね、それとかそれを招いて今度もし交流をする場合には、当市の課題というかそういうものがもしわ

かれば教えていただきたいと思います。

○**学校教育部副参事（布宮英明君）** 当市の課題ということでございますが、中学校や小学校において招いているALTはお金を払って来ていただいているわけでございますが、留学生を招く場合、多くの場合は無料という、ボランティアというようなことがございます。そうなりますと来校していただける留学生と、あとは受け入れる側の学校の日程の調整が非常に難しいという課題が一つ上げられるかと思えます。

また本格的にこの留学生を受け入れるという場合ですね、私の聞いたところによりますと、受け入れる仲介の機関にもよりますが、受け入れる中学校、または学校の家庭において、留学生のホームステイというんでしょうか——の家庭を確保することを条件にしているというような仲介機関もあると聞いております。このような場合、受け入れる家庭の確保というのが一つの大きな課題になってくるかと考えます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** 確かにね、ただその来ていただく体制が難しいという話も今されていましたが、結構市内ではロータリークラブだとか、あとはボーイスカウトや何かでもですね、海外からお子さんのそういう留学とかホームステイや何かも受け入れているところがあるので、恐らくそういう部分というのはそういう方の協力があればできるのかなど。

それからまた実際にはやっぱり東大和市へ来ていただいて、東大和市の中で生活をしていただくみたいなどころでですね、やっぱりその生の言葉ですか、そういう言葉の勉強ができて、また地域にもすごくいいのかなというふうに思うんですけども。

中学生を今度逆に海外に派遣をしている市というのが7市でしたっけ——あると言っていました。また本市でもこのようなことができるとすばらしいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（布宮英明君）** 中学生等を海外に派遣するということについては、先ほど教育長の答弁にもございましたが、実施している市においては、生徒1人当たり40万円前後の補助を行っているという情報もございます。まず一つ、そのような財政面での課題が上げられるというふうに考えております。

また現在今海外において、派遣する先の安全で、かつ安定的に受け入れて非常に効果が高い場所を確保することも一つの課題かなというふうに考えております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** どうなんでしょうね。やっぱりそういうところの交流みたいな、国際交流みたいなものを含めてやはりそういう勉強をさせていただく。例えば今1人40万円ぐらいかかるというふうな話なんですけど、例えば市長どうでしょう。教育も柱にしているところですね、海外に東大和市が例えば中学生を年に1人とか2人とか、そういうホームステイも兼ねてしてみると。また逆に先方からもこちらに来ていただいて、東大和市の学校の中で勉強していただくというふうなところの交流みたいなところですね、こういうものを考えていただく、いかがでしょうか。

○**市長（尾又正則君）** これはよく日本人が言われることでありますけども、例えば日本人の英語は英文法から入っていくわけで、主語述語の関係から入っていくわけですよ。結局日本人の子供の英語というのは、原書は読めるけども、会話はできないというところは、そこに原因があるというふうに私は思っています。

ところでそれと関連してですね、やはり国際化のためには生きた英語を学ぶ必要があるだろうと。そういう意味では現地に行きまして、実際の英語やドイツ語を話す方々と接して、そこから自然と英語やドイツ語が出るような、そういう交流であってほしいと思うわけでありまして、確かに現在どこの市でも財政はよ

くないけれども、やはり次代を担う子供のためには生きた英語、ドイツ語を学ぶためにも、それを通して本当に生きた文化を学ぶためにも、そういう交流というのは望ましいと私は思っております。一つの提案でありますけれども、今後教育委員会ともお互いに相談し合って、仮にですよ、年に1名でもいいからそういうチャンスをつくるのが、次代を担う子供のために非常に素晴らしいことだと思っております。ただし選抜の方法がいろいろとありますけれども、その方法はまた学校関係と市のほうでもって公正な手段によって選ぶということも必要だろうと。いずれにしてもよく検討してまいりたいと思っております。

○6番（中村庄一郎君） ぜひ検討していただきたいなと思います。やっぱり生活にある言葉というのはですね、自然に身についてくるようだというふうに思います。できればこちらからも行って、そういうのを身につけて帰ってきていただいてですね、やはり地域にいろいろ貢献していただく、また先方から来ていただいてですね、そういう生活の中の言葉をやはり地元で話していただくと。

そんな中ではどうでしょう、中学生を海外に派遣を行うことに対しての当市の課題としては、何かあればちよっと教えていただきたい。

○学校教育部副参事（布宮英明君） 本市の課題といたしましては、少し繰り返すにはなりますけれども、まずは安定的な体験できるような場所を確保するというところ、そして補助をするための財政面というような2点を課題として上げておきたいと思っております。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） わかりました。ぜひ市長におかれましては年に1人でもいいですから、そういうふうな例えばいろんな海外のですね、例えばことしはこちらの国、来年はあちらの国というふうに、お一人でもいいと思うんですね。そういう機会をですね、勉強する機会をひとつ子供たちにつくってあげていただいて、国際化社会に向けてぜひ東大和市でもそういう検討をしていただきたいというふうに思います。ぜひともよろしくお願いをいたします。

続きまして、パソコンですね。学校内で使用できるパソコンの数についてお伺いをしたいと思います。

まず現在教員が2人に1台のパソコンを配置できるよう整備を進めているということでしたけれども、いつごろ完了するのか教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長（下平一紀君） 平成21年度に導入いたしましたものを含めまして、現在の教員用パソコンの整備台数は、教育長からも先ほどございましたが、小学校全体で85台、中学校全体で62台でございます。これを教員2人に1台の市の当面の目標に対する設置率で見ますと、小学校でおおよそ70%、中学校でおおよそ95%程度となっております。

来年度に小学校で約30台、中学校で2台程度のパソコンを導入できますと、平成22年度には教員2人に1台の体制が整備されることとなります。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） そうしますと教員1人1台のパソコンを備えるには、2人に1台の配置が22年度に完了した後ということで、小・中学校別に何台のパソコンが必要になって、何年後ぐらいに完了する予定ですか。

○学校教育課長（下平一紀君） 小学校につきましては、平成22年度から24年度までの3年間で毎年各5台ずつ、全体で150台程度導入できますと、平成24年度には教員1人1台体制となることを見込まれます。

それから中学校につきましては、平成22年度から平成24年度までの3年間で65台程度導入できますと、平成24年度にはやはり教員1人1台体制となる見込みでございます。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） 今先生方もですね、昔と比べますと事務的な仕事が非常にふえております。パソコンを使う機会がすごくふえているというふう聞いております。しかし先ほどのパソコンの配置数では、自分のパソコンを例えば学校へ持ってきたりとか、家に仕事を持ち帰っている先生もかなりいるんじゃないかと思うんですね。また学校から持ち帰ったUSBですか、これを紛失してしまったなんていうことも報道関係なんかでいろいろんな話も聞いたことがございます。そのあたりはどのように考えているか、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 確かにマスコミの報道で、USBを紛失して個人情報が流出したというような事件もよく報道されております。そういう中で特に東京都の教育委員会においてもよく話が出るものは、個人情報の漏えい防止、そこに非常に力を入れるということで、いろんな場面でそういう話が直接教育長会などでもあるということです。そういうことを受けまして、東大和市におきましては校長会で教育長から、特に個人情報の取り扱いに留意、徹底されたいというようなことも機会あるごとにお話をされております。

ただ実態としてですね、学校の教職員が使えますパソコンの数が足りないという現状がございまして、今議員もおっしゃられたように、実際には私用のパソコンを持ち込み、さまざまな校務等に活用せざるを得ないというような現状があるのも確かでございます。そういうことを受けまして、教育委員会ではこの4月に、持ち込んだパソコンの管理あるいは情報の重要度に応じたセキュリティー対策や一定のUSBなどを持ち出す際のルール、そういうものを決めました。今後とも児童・生徒の個人情報が、万が一漏えいすることがないように徹底するために、その基準の遵守を学校にお願いするとともにですね、意識の高揚とあわせまして、先ほど課長からお話もありましたけども、24年度までという今の計画になっておりますが、一日も早く何らかの形で導入できるように努力していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（中村庄一郎君） まあこれは先生方のパソコンの件なんですけども、教育指導要領でパソコンを使うようないろんな指導の方法とか、そういうこともこういうふうに出ているわけですよ。そんな指導のこのこれがあるにもかかわらず、なかなかそのパソコンの台数が間に合わないというのもですね、これ大きく教育に影響してくる部分じゃないかなと思います。

それとつい昨年でしたか、ある保護者の方からもいろいろお話を聞いて、要するに試験問題にしても授業の内容にしても各学校でみんな違うと。違う中で試験問題がいろいろ出て、その中で評価をされて——なんていう言葉があったんですね。うちの子供がその勉強に行ったら、うちの子供だったらそれができた、点数がもう少し上がったんじゃないかとかね、そういうような話もよく聞くんですよ。それにはやっぱり同じもの、同じことですね、やっぱり内容で授業を進めていくなつていうのも一つのパソコンとしてのね、一つの機能として、一つのLANで、一つの先生が同じ——何というんですか、何校かで同じような授業を受けられるとかね、そういうふうな発展性もこれから出てくるんじゃないかなと思うんですよ。なかなか授業を統一するというのは難しいことであるとは思いますが。

ですから個人的に使用する部分と、また教育の部分でちゃんと使用する部分ではですね、やはりパソコンのそれなりの台数があつて、そういう教育の進め方というのが結構あると思うんですよ。できれば先生方も私用のパソコンやなんかを使うんじゃなくてですね、情報管理の上からも決して好ましいことではないというふうに思うんですよ、こういう私的なパソコンを使うこと自体ですね。一日も早く教師1人に1台のパソコンで

すね、こちらのほうの配備ができればいいかなというふうに思います。

同じパソコンですけれども、今度は生徒さんのほうですね。生徒の使用数について現在どのようになっているのかお知らせ願いたいと。

○**学校教育部参事（今城 徹君）** 本市の児童・生徒のパソコンの状況でございますが、現在小学校においては児童約20名に1台、中学校においては生徒約9名に1台の割合で配置されております。東京都の平均でいいますと、小学校においては児童約11人に1台、中学校は7人に1台の割合で設置されており、東大和市は比較すると低い水準になっております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** 今の数字からいきますと東大和市は意外に低いということですが、これについてはどんな対策というか、どのくらいの時期にどういうふうな方向性でもっていくのか教えていただければと思います。台数ですね。

○**学校教育部参事（今城 徹君）** 現状は変わっておりません。しかしですね、スクール・ニューディールのICTの整備事業のほうで、今年度の計画としまして小学校には各校に6台、中学校、各校3台の——これはノートパソコンでございます。こちらを設置、配備してですね、パソコン室だけではなく、さまざまな教室等でもパソコンを使った学習が可能になるように整備を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** わかりました。

それではじゃあパソコン室の状況ですね。他市のほうではどんなふうになっているのか、ちょっとわかれば教えてください。

○**学校教育部参事（今城 徹君）** 本市は小学校においては約20台、中学校においては約40台。本市と同じように20台、40台の措置をしている近隣市が、東久留米市、立川市、小平市、町田市と認識しております。またその他の近隣市は、小・中学校においてそれぞれ40台配置というふうに認識しているところでございます。

以上です。

○**6番（中村庄一郎君）** 当市においても一日も早く、小学校のパソコン室にも1人1台のパソコンを導入してですね、児童・生徒用のパソコンも東京都の水準に近づけたらよいと考えているんですけども、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現在小・中学校のパソコン教室につきましては、今御説明申し上げた状況でございます。それでリース期間が5年間ということでございますが、今回今年度ですね、21年度、リース期間を1年延長して対応しています。そのことによりまして、まあ何というんでしょう、来年度からは全校の足並みがそろそろような環境も生まれます。

また今回スクール・ニューディール構想で、東大和市では児童・生徒の情報教育、そういうところのICTに力を入れたいということで、今御説明申し上げたような数字、あるいはパソコンですとかLANの整備なども図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも東京都の水準に近づけるように、さまざまな観点から検討を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** わかりました。

ともかくですね、都の基準からは大分おくられているということでございますので、一日も早く整備を進めて

いただければというふうに考えておりますので、ぜひよろしく申し上げます。

続きまして、それでは校庭の芝生化についてお伺いしたいと思えます。

まず10年後の東京への実行プログラムでもですね、校庭の芝生化は大きな位置づけになっています。都の芝生化補助はどのようなものか、条件を整えば全額補助とありますが、教えていただきたいと思えます。

○**建築課長（堂垣隆志君）** 校庭の芝生化に対する補助につきましては2分の1であります。また芝生の維持管理体制について、学校、PTA、地域等が協働で行える組織が構築できれば、東京都の要綱ではおおむね全額補助となっております。またその後の管理につきましても、3年間是一部東京都の補助がございます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** この議会の中でも他の議員も大分力を入れて一生懸命質問を当初されたり、いろいろ勉強されている方がたくさんおられるようでございますけれども、できればこういう全額補助、こういう部分を使ってですね、この機をとらえて当市でもぜひ校庭の芝生化の実現をすべきじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 現在東京都におきましては、かなり手厚い補助制度がございます。また条件が整った場合には、学校と地域、保護者で協働で維持管理ができる体制が整った場合には全額補助という、そのハードルを超えれば全額補助という魅力的な制度でございます。東京都の補助制度があるうちにですね、ぜひ芝生化、1校でも多く実現したいと考えております。

その中で先ほど教育長から答弁もございましたが、ちょうど14日から第四小学校で、東京都の事業でございます芝生の出前講座といえますか、児童・生徒を対象にした事業が実施されております。そこで実際に芝生に触れたり感触を楽しんだり、あるいは子供たちに芝生を通した生きた教材としてのいろんな使われ方も、東京都のほうから教えていただけるようでございますので、そういう面での効果などもぜひ踏まえて、東大和市の他の学校に対しても、これからも校長会ですとかあるいはPTAの代表の方々のお集まりの場などでも、この芝生化についていろいろと情報提供を継続して行いまして、四小以外にも引き続き学校が出てくることを期待するとともに、またそういう学校が心配しているようなものも一緒に勉強して解決して、ぜひ芝生化が実現できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** この芝生化なんですけども、実はここところ運動会があるたびに、大体どの学校も私拝見させていただいたりしてるんですけどもね、運動会の時期、春にしても秋にしても乾いている時期やなんかは大分ほこりが舞って、大分御近所に御迷惑がかかったりとかですね、いろんな面で何か学校でもいろんな不安があるようなんですよね、不安材料になっているようなんです。当市にはスプリンクラーが学校に全然ないもんですから、水まきをされるようなんですけれども、水まきをするときにも消火栓のホースみたいなものですか、たしか。それは常設であるんですけども、大体男の先生3人ぐらいじゃないとできないという状況であります。なかなか水をまくのもちょっと手間がかかるということでもあります。

実はこの芝生化をすることによってですね、スプリンクラーもその附帯設備として補助金の対象になるということをお伺いしております。そういう意味も含めてですね、実際に芝生化になれば、ほこりの面も大分考慮されるのかなというふうに思うわけですね。学校にお伺いしているいろんなお話を聞いてみますとですね、全面芝生化というのはなかなか皆さんスタートしづらい、考えづらいなという部分があるようです。それは管理の面とかですね、あとは養生、要するに芝生もやはり使えばかりだと痛みやすいので、それによっては——でも

芝生もいろんな種類があるようですね。

だからそのところですね、この中にもあります、今答弁の中にもありましたけども、条件を整えば全額補助ですよってということなんですけども、やはりそれは率先して市のほうですね、その条件に対してどういうふうにしていったらいいのかなという助言とか、そういう部分のきちとした説明ですね。あとは例えば地域ですね、これ大きな地域の力がなくなかなか協力体制がないと、なかなか芝生の養生するにも手入れをするにも大変だという部分があるようです。また地域の積極的な協力というのが大きいうたわれているようでもありますけれども、できればそういう積極的な地域の協力を、やっぱり市自体がお願いして歩くとかですね、よくそういうところの説明に歩くとかしていかないと、なかなか学校も踏み出せないという部分があるのかなと。

それともう一つは芝生、要するにスプリンクラーはまた一つ今のお話ですけども、スプリンクラーを使うには今度水ということになりますね。そうすると、今水道の関係は学校の経費かなんかで多少あれしてるんですかね。そうするとスプリンクラーをつけたけれども、水道代がかかっちゃって学校の経費じゃ賄い切れないよという部分なんかもあると思うんですね。それはそれで例えば市のほうでそれなりの補助を出してあげるとかですね、学校経費じゃなく違う部分のスタンスで出してあげるとかですね、そういうスタートの仕方、そういうふうなことで一つずつ進めていかないと難しいのかなというふうに思います。

できればですね、本当によく地域の方にも御説明いただいたり、地域の協力もお願いしてですね、そういう意味では地域が積極的な場合ですね——例えば何か耐震工事が終わってないと芝生化、要するに耐震工事でグラウンドを使ったりするので芝生が痛むということですかね。何か耐震工事が終わっているところから順番にそういうことをしていくんだというふうなお話もあるようですけれども、例えば積極的に協力体制ができてよということの地域があれば、もし耐震工事が終わってなくても実現することはできるかどうか、それもちよっとお伺いしたいと思うんですけど。

○**建築課長（堂垣隆志君）** 校庭の管理者は校長先生でございます。地域の意向がある場合には、その点を校長先生のほうに伝えまして、学校と地域が協働で進められるようどこでも積極的に努力してまいりたいと考えております。

また耐震化が完了してない学校についての芝生化でございますけども、都の補助でも補助対象とすることがこれまでは難しいようでありましたが、最近では耐震工事に影響がない範囲での実施につきましては、都からは補助対象とすると伺っております。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** ということは今のお話のように、じゃあ耐震工事が前提じゃなく、地域でとか、そういう体制ができて整えばやっていただけるといような話ですね。

そうすると、ですからそれだけにね、やはりこういうお話があるときに学校にお話しするとかね、地域へもそういうことで進めていくという、そういう公開の場をつくっていただいたりなんかしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

また何かちょっとそういうのを調査された方がいるようですけども、何か普通のグラウンドと芝生のグラウンドで運動した場合に、例えば関節の痛みが違うとか、あとはこれ人工芝なんでしょうけども、低温やけどをするとかね、まあ普通の芝ですと低温やけどというのはないと思いますけども、そういうような影響なんかもあるようですね。だからそういうのなんかもちょっと調査してみただいてですね、こういう工事、ぜひ進めていただきたいなと思います。

前回の議会中ですかね、ある議員の質問の中で、何かモデル校を市として考えていらっしゃるということがありましたが、市としてどうなのかちょっと検討してみたいということで、もしそのモデル校とかですね、もし決まってわかっていらしゃったら教えていただければと思うんですけど。

○**建築課長（堂垣隆志君）** 第四小学校におきましては、東京都の出前芝生化事業で芝生が敷かれております。これにつきましては芝生のよさを知っていただくものでございます。一方では管理も課題となりますから、この点についてもいろいろ言われております。実際試行的に植えてみて課題を探り出すことも一つと考えております。そこで繁殖力の強いと言われる、また補植等にも使えますティフトンといった芝を用意できましたならば50平米程度植えたいと考えております。

また場所につきましては、第七小学校の関係団体が芝生に興味を持ってられるとのことでありますので、管理についてもお手伝いいただけるのではないかなということも期待いたしまして、第七小学校で植えるよう校長先生と話を進めているところでございます。

以上でございます。

○**6番（中村庄一郎君）** ありがとうございます。何かそれはモデルということで、市独自でされるということですよ。今のお話のようにですね、やっぱり地域が積極的にそういうのを受け入れて学校にということであればですね、やっぱりそういうのはどんどん進めていくべきじゃないかなというふうに思いますよね。それが発端になって、これからどんどん芝生化、これ環境の問題も含めて影響して、またその中で子供たちの教育の場の中の環境ですか、そういうところができていけばいいかなというふうに思いますので、ぜひ市を挙げてこの芝生化の問題、取り組んでいただきたいなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**議長（粕谷洋右君）** 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時20分 休憩

---

午後 2時32分 開議

○**議長（粕谷洋右君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 小 林 知 久 君

○**議長（粕谷洋右君）** 次に、10番、小林知久議員を指名いたします。

[10番 小林知久君 登壇]

○**10番（小林知久君）** 10番、政策の会、小林知久です。通告に基づきまして、一般質問いたします。

1、二中卒業式の「見送り取りやめ」について。

①事実を教育委員会は確認しているでしょうか。またどういう見解で、どういう善後策を考えているでしょうか。お答えください。

②二度とない人生の節目に、フォローのない措置を行うならば、それはもはや教育ではないと私は考えます。こういった教育上の考え方はだれが議論し決めていくのでしょうか、お答えください。

2、国民健康保険のあり方についてです。

①国保の現状はどうなっているでしょうか。

ア、加入者の構成など。

イ、一般会計からの繰出金の推移。

②東久留米方式のメリット、デメリットは何でしょうか。

③一般会計からの繰出金の水準は今後どうする方針でしょうか。またそれに対して財政上のめどはあるのでしょうか。お答えください。

3、将来の福祉センターのあり方。

①福祉センターは現状凍結の方向ですが、喫緊の課題に関しては他施設の転用などで早急に対応すべきと考えますが、いかがでしょうか。

②現在の計画は未来を感じさせる理念がないと考えております。将来に向け以下のような考えを検討すべきではないでしょうか。

ア、市福祉部、社会福祉協議会、包括支援センターなどの各種センター機能をまとめた総合福祉事務所。

イ、公民館、保育所などを併設し、福祉のみではないユニバーサルサービスを先導する総合市民センター。

ウ、生活圏でのサービス系行政施策を集約した小規模多機能型地域施設。

この場にての質問は以上です。再質問につきましては自席にて行います。

[10番 小林知久君 降壇]

[市長 尾又正則君 登壇]

○市長（尾又正則君） それでは、順次答弁をさせていただきます。

初めに、第二中学校卒業式終了後の送り出しの取りやめについてでありますけれども、卒業式は学校行事の中でも大変重要な行事でありまして、すべての児童・生徒、保護者にとりまして意義深い、かつまた思い出に残る行事でもございます。厳粛で清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけとなるような式となるよう各校が努力しています。なお私は実は二中の卒業式に出ておりまして、その現場をしっかりと見ております。

次に、国民健康保険の現況につきまして、加入者の構成と一般会計からの繰出金の推移であります。国民健康保険は社会保障制度の根幹を担う医療保険制度として、75歳未満の健康保険等職域保険の対象とならない市民の方を対象としておりますが、4月末の被保険者数は2万5,839人となっております。なお事業費の規模は保険給付費、後期高齢者支援金並びに共同事業拠出金等により92億円を超えるところでありまして、国民健康保険税、国の負担金、各種交付金、制度に基づく繰入金等が主な財源となっておりますが、財源が不足することから一般会計からの繰出金により事業運営をしているところであります。加入者の現況と一般会計からの繰出金の推移につきましては、担当部長から説明を後ほどお願いします。

次に、国民健康保険のあり方について、いわゆる東久留米方式のメリット、デメリットであります。東久留米方式につきましては、地方税法施行令で定める保険税の応益割合の基準に従い、条例の定めるところにより被保険者均等割額または世帯別平等割額を7割、5割または2割減額する制度の呼称でございます。メリットとしましては、保険基盤安定制度繰入金の増額並びに国や東京都の調整交付金の増額、またそれに伴う税負担の軽減等が考えられます。一方デメリットを上げるとすれば、現状より応益負担がふえることと、かつまた随時応益割合が一定の割合になるよう税率等の見直しが必要になることが考えられます。

次に、一般会計からの繰出金に対する今後の方針であります。繰出金のうち、その支出の水準が示されている基準内繰出金につきましては、今後も負担割合に基づき繰り出してまいります。また特別会計の財源不足を

補てんするために繰り出す基準外繰出金につきましては、保険税の出納状況や医療費の支出状況等により、その額が大きく変動してくることから、一般会計並びに特別会計の負担のあり方等を考慮の上、適正な繰り出し水準の維持に努めてまいりたいと考えております。なお基準外繰出金の水準といたしましては、市の再生プランにおきまして4億円とし、収支の見通しを作成しているところでございます。

次に、総合福祉センター建設計画のおくれに伴う緊急を要する福祉課題への対応でございます。特別支援学校卒業後における日中活動の場として、生活実習等の受け入れについてでございますが、平成20年度にみのり福祉園の生活実習の定員拡大を図ったところでございます。今後も利用者の要望等を勘案しながら、現状の施設の中で可能な限り対応してまいりたいと考えております。また障害者の相談支援や就業支援の場の設置につきましては、現在策定を進めております基本計画の策定状況を見ながら、総合福祉センターとは別個に整備すべきか検討したいと考えております。他施設の転用についてでございますが、生活実習に関しては困難と、そのように考えております。

次に、市の福祉部、社会福祉協議会、包括支援センター等の各種センター機能をまとめた総合福祉事務所についてでありますけれども、現在市で示してございます（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）においては、市の福祉部や社会福祉協議会が入ることを前提とした施設づくりは考えてはいないところでございます。また去る5月に第1回の基本計画策定検討委員会を行ったところでありますけれども、桜が丘2丁目のセンター予定地を想定しながら実施事業等について検討を行っているところでございます。

次に、公民館、保育所を併設し、福祉のみではないユニバーサルサービスを先導する総合市民センターについてでございますけれども、市で示してございます（仮称）東大和市総合福祉センター基本計画（案）におきましては、公民館や保育所を併設した施設づくりを考えてはいないところでございます。また基本計画策定検討委員会においては、6月以降、実施事業についての検討を行う予定となっておりますが、現在までのところユニバーサルサービスを先導する総合市民センターに関する御意見は出てはございません。

次に、生活圏におけるサービス系行政施策を集約した小規模多機能型地域施設についてでありますけれども、基本計画策定検討委員会では桜が丘2丁目に建設する（仮称）東大和市総合福祉センターを前提とした計画であるため、小規模多機能型地域施設による福祉サービスの提供は想定はしてございません。

以上であります。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○教育長（佐久間栄昭君） それでは、初めの御質問の第二中学校卒業式終了後の送り出しの取りやめについてでございますが、御説明をさしていただきたいと思っております。

卒業式は、学習指導要領特別活動編の学校行事の儀式的行事に当たりまして、市長からも話がありましたように厳粛で清新なものでありまして、集団や社会の一員としての連帯感や自覚を育てるものにとらえているところであります。学校では当然のことではございますが、人生の節目としてすべての生徒とその保護者の皆さんにとって厳粛で価値あるものとする責務があるとして、卒業式の実施に臨んでいるところであります。

第二中学校の送り出しを取りやめたことにつきましては、その前のいきさつも含めて、卒業式終了後に学校長から指導室に口頭で報告があり、私も報告を受けているところであります。私としては、一部の生徒が秩序を乱しましたが、その後大事に至らなかったということを知りて安心してというところであります。

第二中学校の卒業式後の送り出しは、平成19年度の卒業式、昨年でありますね——の際は、もともとといえますか、初めから行わないとしておりました。これは当時、やはり一部の生徒が問題行動を起こすというお

それがあったからであります。

ことし平成20年度の卒業式の後では送り出しを計画しておりましたけれども、本来の卒業式の式典中に、卒業証書を卒業生に渡しているときに、7人の生徒が式を乱す不適切な行動を行ったために、送り出しを急遽取りやめる判断をしたというものであります。この判断はやむなく行ったもので、適切であったというふうに感じているところであります。

次に、卒業式終了後にどうしたかということですが、校長が会場に居合わせました来賓の方、保護者の皆さん、在校生に対して、卒業式で一部の卒業生が不適切な行為をしたことについておわびをしているところであります。重ねて式の司会を行っていた教務主幹の教諭が送り出しを中止する旨を会場に知らせたところでもあります。この措置は、教育的な配慮から急遽決定したものであります。

後日在校生には、校長及び学年ごとに卒業式等儀式的な行事の大切さ、重要さについて全体指導をしております。学校教育に関しましては公教育の理念にのっとり、校長の判断によるものではありませんけれども、場合によっては教育委員会、これは指導室が多いわけですが、いろいろなケースを調べ指導することを行っているところであります。

いずれにいたしましても学校と教育委員会は常に連携をとり、良好な学校運営が図れるように努めているところであります。

以上であります。

○市民部長（北田和雄君） それでは、国民健康保険の加入者の現状と一般会計からのその他の繰出金の推移について御説明申し上げます。

まず加入者の現状であります。本年4月末の被保険者数につきまして年齢別の状況を御説明いたします。

まず20歳未満の方ですが3,292人、12.7%です。20代の方が2,426人で9.4%。次が30代の方ですが3,054人、11.8%。40代の方、2,755人、10.7%。50代の方、2,831人、11.0%。60代の方、7,495人、29.0%。それから70歳から74歳の方、75歳以上につきましては後期高齢者ということになりますので、74歳までの方ですが3,986人、15.4%でございます。

続きまして、一般会計からのその他の繰出金でございますが、平成15年度から19年度の5年間について、その他の繰り入れ金額を御説明しますと、平成15年度が3億1,105万2,000円、16年度が7億99万2,000円、17年度が7億4,594万9,000円、18年度が8億5,298万1,000円、19年度が6億867万9,000円。

以上でございます。

○10番（小林知久君） 御答弁ありがとうございます。

まず二中の卒業式に関して再質問いたします。

もろもろの経緯はお聞きしました。7名が校長いわく問題行動したということで、その7名の見送りだけをやめずに全員をやめると、連帯責任にした理由は何でしょうか。

○学校教育部参事（今城 徹君） それでは今の7名の問題行動によって送り出しを取りやめにしたその理由についてですが、まずこの件につきましてはですね、本質問が出たため私のほうで改めて二中の校長、副校長に聞き取ったということをもとにしてのお話——答弁になるということをお承りいただければと思っております。

まず第二中学校の卒業式における7名の卒業証書授与の際のパフォーマンスについてですね。これは学校としましては卒業式における事前指導を徹底して行ってきたというところであります。練習中にはそのような行

動は一切なかったと聞いております。ところが当日、実際の卒業証書授与式の場面でそのような行動が出たということでございます。

送り出しを行うことによって、恐らくより一層の混乱を招くというのが校長、学校の判断です。この7名だけを排除するという形をとることは、教育的に好ましくないというふうに判断したこと。卒業式——厳粛で清新な雰囲気を味わうそのような重要な節目の儀式的な行事においてですね、さらにその卒業式後とはいえ、送り出しの中でまた大きな混乱を招くこと、これは大切な卒業式の雰囲気を壊すものという判断で取りやめをしたというふうに承っております。

以上でございます。

○10番(小林知久君) 7名だけを排除するのはよくないということですね。答弁は簡明にお願いします。

事前指導したにもかかわらず7名は聞かなかったと。その他の100名以上は聞いていたと。恐らくちゃんとやったんだと思います。ですので7名だけを排除と言ってしまうえばそうですが、まあ何かをやったらその責任は背負ってもらおうとしても、残りの人までまとめる必要はあったのかというところが私はちょっと疑問なんです、そこは教育委員会としては疑問には思わなかったのでしょうか。

○学校教育部参事(今城 徹君) 済みません、簡明にお話しさせていただきます。

教育委員会としましてはですね、私も後日この話を聞いたところでありますものですから、私が聞いたところでの判断でございますが、学校のこの措置につきましては、先ほど申しましたように、やはり公教育の場としてすべての児童——中学校ですから生徒ですね。この生徒たちに対する対応、措置としましては適切であったと私は考えております。

以上でございます。

○10番(小林知久君) まあ不適切だと思ってやられては困るので、その御答弁しかないとは思っているんですけども、前提としてお聞きしたいんですが、教育委員会は価値観は一つではないというふうにお思いでしょうか。

○学校教育部参事(今城 徹君) 子供たちの個性等の伸張というのはですね、教育の大きな目標にも掲げられているとおりでですね、個性を伸ばすこと、価値観もさまざまあるということは、そのとおりだと認識しております。

以上です。

○10番(小林知久君) 今回本来であれば、これは教育委員会の中でしっかり議論していただきたい話ですし、当初事務局の——まあ今城さんじゃ4月に来たのでやむを得ないんですが、詳細の内容が教育委員会のほうに話として上がってきたのかなというのがまずありましたので、とにかくにも上がってもらおうというふうに思いました。

その上で公教育の理念と先ほどおっしゃっていましたが、私自身は少しかた過ぎるのではないかと。これ卒業式、リスク管理とか校長のお立場もわかりますが、丸ごと見送りがなくなるということに一顧だに疑問の余地もなかったと。当然今城さんは後から聞いたんですが——というところでしょうがないんですが、なので教育長にお聞きしたいんですが、全く疑問は感じなかったのでしょうか。

○教育長(佐久間栄昭君) 事前に取りやめるかどうかという相談はなかったわけで、私のほうは後でこういう事情があって、それも卒業式の式典中だということなので、その後送り出しというのを——まあ去年もやっていなかったんで、どういうことという話をしたんですが、それをみんなです、教室から出てくのにみんな

なで見送るということだということで、それをやめたということなので、私としてはこの話を聞いたときに、次のときに事が大きくなると大変心配をしましたので、それはなかったということで、送り出しを中止しましたけども、卒業生が学校から門から出るというところまでが、そのことの――7名のことを除いて無事に終わったということだったので、それは聞きましたけども安心をしたということで、その見送りをやめたということについて、それはまずいという疑問は抱きませんでした。

○10番（小林知久君） そうしたらですね、まず教育委員会の方は、できれば世の中にはさまざまな価値観があるということ、まず事務局として考えていただきたいと。当然わかっている――この議会での御答弁と多少なりとも違うというのは存じ上げておりますが、私が知る限り少なくとも疑問を挟む人はたくさんいたと。親の方ですね。どうして私たちのほうまで一緒になんなきゃいけないのということは、大分いろいろな方からお聞きしました。

校長の判断、現場の判断はある程度尊重するところではありますが、少なくともこれ、こういう議論が多少なりとも割れるところはきっちりどこかで議論をしていただきたいと。次回以降の事例の足しにするじゃないですけども、いろんな方の意見を当事者じゃない方が聞いてですね、それをやるのが教育委員会の仕事ではないかと私自身は思っておりますが、教育委員会はどう思いますか。

○学校教育部参事（今城 徹君） 先ほど出ました個性の伸張ということで、教育基本法の中にもですね、やっぱり一人一人の価値を尊重するというのが明言されているところであります。しかしですね、またもう一方で公共の精神や道徳心ということも今うたわれておまして、善悪を判断する力、社会の一員としての規律や規範などの道徳心を身につけることが大切であるということがうたわれております。

つまり個々の個性を尊重することと同時に、やはり今回この卒業式というのはすべての子供たち、保護者にとってとても重要な、その卒業式の雰囲気というのがございますね。その中に、これは何と申しましよかね、この数名の子供たちは自分のパフォーマンスのためにその雰囲気を乱したと言わざるを得ない行動であったというふうにとらえています。そういう意味からしても、学校がこの後の行動を抑制するためにとった措置ということで、これはあくまでも学校の措置は適切だったと教育委員会はとらえておりますし、今小林議員がおっしゃったようにですね、学校長に教育課程は任せているという校長の権限がありますけれど、同時に教育委員会としての職務権限も持っていますから、当然学校の課題等につきましては教育委員会の中でしっかりと議論していくということが重要な役割だと認識しているところでございます。

以上です。

○10番（小林知久君） 多少論点がずれてるんですが、私はやんちゃをしたら怒られるのはしょうがないと思っています。その覚悟がなきゃするべきではないと思っておりますので、そこは問うていませんが、それに対して連帯責任というのはいかがなものかという議論をしたいと思っております。丸ごと全員するべきだったのかということですね。

これも今参事にお答えくださいとは言っておりません。本来であればこれを教育委員会の中で激論してほしいと。ですが、全員校長がやったことは正しいんじゃないのという一言で終わらしてしまったら、だれがそれをチェックするんですかと。なので少なくとも事前に決まっていたことが変更されたという事実があるわけですから、そこを事例として取り上げて、固有名詞は別にいいですよ。それを議論していただいて、どうだったんだろうかという検証をして、以後に生かしてほしいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○教育長（佐久間栄昭君） 実はこの話はですね、3月19日の日は教育委員はそれぞれの学校に行って教育委員

会の告辞を話しますので、終わってそのまま御自宅へ帰るので、後日報告をしたということで、そのときに事前にか、その日に何かをしたということはありません。後で話をしました。

今小林議員がおっしゃられたようないろんな意見を出すべきだという話は、実はそのときはちょっと思いつかなかったとか、報告だけで、まあ終わってしまった話と言うと語弊がありますが、そういうこともあってですね、今のお話は初めてというふうに言っても過言じゃないわけですから、これから改めてそういうことで話し合いをするということは、いささかも否定をすることじゃありませんので、もう一度こういうお話が議会でもあったということを伝えて話し合いをしてみたいというふうに思います。

○10番（小林知久君） お願いします。私は少なくとも、何か校長先生なり担任の先生の指示に従わず反抗する——反抗するのは自由ですが、それに怒られるのもしょうがないと思っております。それが嫌だったら、まあ何かその場をしのぐことをやるべきだと私は思っています。

それはそこでいいんですが、少なくとも連帯責任というのは、何も罪のない人たちが、いきなり急にお見送り——中には楽しみにしていたお母さんたちもいるようです。「何で」というふうになってしまいます。私は連帯責任というのは、教育者は教育を放棄しているのではないかと、安易にやっちはいけないと思っております。

もともと私高校球児なんですが、一時期高校球児というのは、そのチームの1人でも何かやってしまったら翌年全部出場停止でした。が、これもおかしいということで変わっております。チームの中で組織的に何かやっていない限り、その個人の処罰に——その人は翌年参加できなくなりますが、チーム全体丸ごとというのは減ってきております。なので私は時世の流れとか、そういう連帯責任という考え方は、少しもう変わってきているのではないかとこのように思っております。

今回の件でいえば、後日説明があったというふうにはおっしゃっておりますが、子供がどこまで聞いてたかはわからないわけで、事実としてあいつのせいで見送りなくなっちゃったよと言いかねないことになってしまいます。卒業式でなければ、その後みんなのために何か頑張って、その名誉回復をその7人がするとかもできるでしょうが、卒業式でこれ一生会わないとかいう場合、何年たってもおまえのせいで卒業式なくなったんだよと言われかねないんじゃないかと思っておりますので、なおさら連帯責任というのはやっちはいけないんじゃないかというふうに思っております。

これは一方的に意見を言わしていただきます。これほどの細かい話は本来議会で突っ込むべき話ではないと思っておりますので、ここは一方的に……。御答弁したいですか、いいですね。一方的に言わしていただきます。

それで、できればその事後のフォローをやはりやるべきではないかと。子供同士が謝っているような状況になっちゃってるんじゃないですか。ごめんね、おれのせいでお見送りなくなっちゃって。これ子供同士で謝る内容じゃないような気がするんですね。お互いの相互チェックというのは、先生と生徒の間の説教とかはいいですけど、子供同士で謝るとか、子供の親同士で謝るとかっていうのは、これはちょっと違うんじゃないかなと思うんですが、できればそういうことのないようなやはりフォローとか、教育委員会の考え方を示すとか、ちょっと非があるならば非を認めるとか、そういうことを考えていただきたいんですが、そういう事後のフォローは考えられているでしょうか。

○教育長（佐久間栄昭君） 連帯責任というお話がありましたけども、当日の式の責任者というふうな立場で考えたときにはですね、本当の式典でですね、それでもう不適切な行動があったので、その次をまたやれば何かあるのではないかと、あるかもしれないということで大変心配になって、その式を——式っていうか送

り出しのことをやめたということではですね、私たちにとってはごく自然な成り行きだというふうに思います。これは連帯責任とかということじゃなくて、その日を何とか無事に——と言うと、無事じゃなかったわけですけど、その後に大事に至らないところでおさめるということとった措置だというふうに思っていますので、それについては学校長のその措置はよかったんじゃないかというふうに思っています。

後半につきましては指導室のほうから。

○市長（尾又正則君） 私は当日二中の式に出ておりました。小林議員はですね、世の中にはさまざまな価値観があると、自分もそれはわかっております。わかっているけれども、当日ですね、卒業式の場においてある生徒が校長先生から証書をもらう前にクラッカーを鳴らしたわけでございます。他の生徒も数人ですね——いわゆるおかしな行動を目撃をしました。

翻って人間の式、卒業式、成人式、結婚式、いわゆる寂しいけれども葬式においては、人間の一生のこれは式でございます。少なくとも式については厳粛だと私は思っている。厳粛であるべき式において、クラッカーを鳴らす、かつまた不穏な行動をとる、については非常に私も遺憾に思った。私もかつて大学教授をしましたけれども、いろんな学生がいました。いたけれども、少なくとも式においては厳粛に行われた。自分があの日の卒業式を振り返って、何かあるというものを感じました。したがって、学校のほうでそういう措置をとったことは正しかったと思っております。

○学校教育部参事（今城 徹君） 事後のフォローということでございますけど、小林議員のおっしゃることはもっともなことだと私も認識いたします。現に学校がとった事後のフォローということになりますけど、1点目は卒業生に対して、2点目は卒業生の保護者に対して、3点目は当該生徒、そしてその保護者に対して、そして在校生に対して、この4点について学校は事後のフォローという形で措置をしているというふうに報告を受けております。

以上でございます。

○10番（小林知久君） あの市長ね、私はやっている内容は決して褒められたことではないというふうに言っております。じゃあ1人褒められたことないことをやったら全員終わりかと。1人おかしな発言を議会でしたら、議会自体とめるのかと——とまっていますね。議会はちょっと違いますね。

事は1人がおかしければ全部やめていいのかと。リスクが怖いのはわかりますが、私これまあ世間話で言ったんですが、じゃあ成人式はどうですかと。確かにちょっと暴れたりするやついますが、職員が頑張って説得して座ってくださいとやって、社会問題になったときもあつたけれども、でもほかの多くの成人のために成人式はやりきりましたよね。今もやっています。今の職員の努力も私は非常によく見ていますので、できればやはりそうあってほしかったと。

その7名が少し不穏であったとしても、その7名以外の人も何か十把一からげでやってしまうのは安易ではないかと。できれば先生が頑張って、それ以外の人をしっかりと送り出すということをやってほしかったと思っております。

まあ過去の話を幾ら言ってもしょうがないところになってしまいますので、要点はですね、教育委員会で議論してほしいと。それからできれば指導室というよりも、私はここそ教育委員の仕事ではないかと。教育委員会というのは議決機関ですとおっしゃいますが、最低限議決するべきことが決まっているだけで、別にプラスアルファのことを議論してはいけないということにはなっておりません。市議会も条例の改正案をやるとともに、決議ですとか意見書とかを議論することあります。教育委員会の委員の方々、それぞれのさまざまな事

例を積み重ねてきた目で、ある程度こういったものを委員会の中で議論していただいて事後につなげていくと、そのための委員じゃないかなと私は思っているんですが、そういった議論というのは教育委員の中で、教育委員会——教育委員会事務局じゃないですよ、教育委員会の中でできないもんでしょうか。

○**教育長（佐久間栄昭君）** 教育委員会は月に1回定例会というのがあります。これはやはり議会と同じようにですね、提案した案件、議案等について意見を言って賛否を問うということでもあります。それだけでやっていると、形式的——と言うと言葉が悪いですね。その議案の審議等になりますので、議会で行っている一般質問や全員協議会に匹敵するものがずっとなかったわけで、それを今度は月に1回、懇談会という格好でいろんな案件について委員からの出た案件や、あるいは事務局のほうでいろんな議論してほしいというものについてフランクに話し合うという場が月1回あります。その中で話をたくさんして、それで話がまとまったものを議案としていくということになります。そういう点です、やれる場所というのは十分ありますから、先ほど申し上げましたように今回については報告をただけで済んでいますので、改めてそこに、まずは懇談会のほうに持ち上げてみたいというふうに思います。

○**学校教育部参事（今城 徹君）** 済みません。今教育長がお話ししたとおりで、教育委員会は学校に対して職務権限というのを持っている。これは法的に定められたものでありまして、教育に関する事務での——例えば教育課程ですとか学習指導、生活指導、さまざまな教育活動について管理し及び執行するというふうに書かれているというのも、私も今回勉強させていただきました。

私もまだ、先ほど小林議員からも紹介ありましたように日が浅いもんでございますが、今ありました教育委員会定例会、そして教育委員懇談会、これにつきましてはかなり学校の詳しい情報まで話題に上がるんだというのは私の実感でございます。そのもとになっているのは、本市、東大和市の教育委員の皆様方が非常に学校に足をよくお運びになると。ちょっと古い資料ですけど、19年度の教育委員会の資料を見ますと年間62回、学校行事、各種行事等に参加をしているということで、かなり詳しく学校状況についてとらえていただいています。と同時に、やはり教育委員会の事務局である我々がとらえたそういった課題を教育委員会定例会や懇談会の中で議論していくことは、非常に重要なことだと私もとらえているところでございます。

以上でございます。

○**議長（粕谷洋右君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時15分 休憩

---

午後 3時27分 開議

○**議長（粕谷洋右君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**10番（小林知久君）** 最後にちょっと要望だけしておきます。議論していただけるということでしたので。

教育委員会の懇談会ですが、外見には何をやっているのか見えません。できればメモ程度でいいですので、やった内容、議論した内容、結論、まあ結論出なかったら両論併記でも結構です。まあそういった見えるものを出していただきたいというふうにお願いします。

それからもう一点、本来であればこういうのは当事者である学校長とお話——公の場でお話したいんですが、議会には出てきませんので、恐らく教育委員会の教育長がすべてを代行するということだと思います。情報収集と御自身の人格、見識に基づいた判断を御要望いたします。私は佐久間教育長のことは信頼しております。（発言する者あり）いやいやいや、教育長を初めとする教育委員会の方々です。

それから、あともう一点要望します。いつから学校は子供に「不穩」なんていう言葉を使うようになったんでしょうか。今御答弁の中でありましたが、もう少し懐の深いところを見せてやってほしいというふうに思っております。

○**学校教育部長（阿部晴彦君）** 幾つか御要望ということでございますが、懇談会につきましては確かに今の現状では文書とかそういう公表はしておりません。教育委員会の事業の中でですね、教育委員の活動が目に見えるような形で、また学校、教育委員会、それぞれ地域に信頼されるということで、より情報も発信していけるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○**10番（小林知久君）** よろしくお願ひします。

2番にいきます。国民健康保険です。

まあ前回ですね、昨年12月ですね、国民健康保険の改定等が否決されました。あのとき否決した議案の内容を再度お聞きする形なんですけど、まあそれと含めて国保の現状というのを1回ちゃんとゆっくり聞いてみたいと思って今回質問した次第です。

国民健康保険、現状としまして先ほど加入者の構成や繰出金の推移などがありました。私が知る限りいろいろな御答弁の中で、少なくとも国保の問題点というのがいろいろ、現状の問題点があるということはお聞きしております。それが市町村にとってはどうしようもない、制度上の問題であるということも多少なりとも認識しております。

いずれにせよ、そういう問題点といってもですね、結論として制度の欠陥があるとかそういう話が出るんですけど、もう少しデータというものが出てこないもんかと思って、データの有無を、実はもうちょっと事前に聞いたところもあるんですけど、例えば市内、市外の医療機関別の医療費の資料ですとか年代別の医療費、これは医者にかかった、こちらが、保険側が払うデータですね。年代別、何歳の人が一番医療費使ってんのかとか、症状別、これも一部は行政報告書に大きな科目ごとにありますが、薬価とか歯医者とかそれ以外とか。この医療の中での小項目とか、そういった割合ですね、そういうデータというのは市としてはとらえることは可能なんじゃないでしょうか。確認ですがお聞かせください。

○**保険年金課長（町田悦郎君）** 医療の結果につきましては基本的にはレセプトという形で請求をされまして、それが連合会の審査を経まして、市におきまして医療費の支払いを行うということでございます。

今御質問のございました内容等につきましてはのデータでございますけれども、確かに各被保険者の方が病院等を御利用いただいた結果といたしましてはですね、市内市外、年齢あるいは症例等のデータはございますけれども、それをすべてのデータを整理をいたしまして、御質問がございましたようなデータとして今整理をいたしたという状況にはないということでございます。

○**10番（小林知久君）** 今言ったようなデータがないということは、例えば介護予防制度を始めたから、高齢者の医療費を何とか削減したいとか、そういうことを思っても、例えば高齢者、60歳から70歳ぐらいの医療費がどれぐらい下がったみたいなデータというのは、これはとらえづらいと、現状ではないんじゃないかということでしょうか。

○**保険年金課長（町田悦郎君）** 被保険者の状況が異動いたします。また、あるいは季節、疾病の内容も変化をいたしますので、老人の方を継続的に比較をするということも、1点といたしましては非常に難しいのかなというふうには考えます。一定の年齢層をマクロでとらえさせていただくようなことが可能であればですね、突

発的な要因を除かせていただくことが可能であれば、一定の推移の把握は可能であろうというふうに思います。

○10番（小林知久君） ある程度大枠であれば、将来的にもう少しそういう医療費の内訳とか、そういうのは出せるということの答弁と思いましたが、どれぐらい大変ですか。レセプト全部見直す、全部手集計かなんかするというのでしょうか。その辺ちょっとお聞かせください。

○市民部長（北田和雄君） 医療費の請求は診療報酬明細書、まあレセプトですが、これが紙で来ていました。それをどうするかというと、市のホストコンピューターに全部入力をするということをしていました。最近では画像レセという方式をとっていますから、紙でのデータのやりとりはしていませんが、過去のデータにつきましてはそういったホストコンピューターに入っていますので、この中で先ほど言われたような分類を積み上げるとなると、それなりのプログラムなりを開発しませんが、やはりデータが出てこないということになっております。ただここで画像レセが入っておりますので、これはサーバー方式をとっていますから、それによって少し手を加えれば、そこまでのデータになるかどうかわかりませんが、今よりはデータの分析は少しできやすくなっているというふうには考えております。

以上です。

○10番（小林知久君） まあ背景のデータ、現状把握ということではいろいろなデータを縦横無尽にそろえながら、制度設計を考えていってほしいというところはあるんですが、まあそのためだけに膨大な作業をするというのも、それで何か国保料が上がったら意味ないですし、その辺のバランスは考えなきゃいけないんですが、できる限りやはり現状ないデータをつくっていくということは、これはぜひお願いします。

私も今回事前に、こういうデータあるの、こういうデータあるのと口頭でちょっと聞いたところ、やはり結構ないと。なかなか国保というのは、一たん国保連のほうにデータをやって、そこから戻ってくる形で、複雑な制度ですので何か厳しいんですね、市政で把握していくのが。なので効果的な医療費削減策とかっていうのも、なかなか具体的に見込めない。

私、東久留米方式を考えたときに、一番疑問だったとか不安だった点の一つ、大きなのがあります。これだけの医療費、なかなか実態もとらえづらい。それから風邪がはやったら医療費がはねる。変動幅がそれなりに大きいと。なかなかそれを市役所の中で、まあマネジメントできない、調節できないという根本的な制度上の欠陥というか——があります。

例えば介護保険ですと、保険料というのは市役所で決めますが、これは支給量というのもある程度介護保険事業計画で市役所の中で決め、まあ住民のほうに余り保険料上げないでという要望があれば、サービスのほうを少し圧縮するというようなことも一応できます。両方市のほうに権限がおりてきていますが、国保は医療だけはどんどんどんどん使われてしまう。診療報酬の改定は国がやる。けども払うのは市役所と。収入だけしか調節できなくて、支出の調整ができないというのが根本的な、これは制度欠陥だと思います。この辺はぜひ市長会なりで取り上げて、やはり具体的に国に上げていくと。まあ診療報酬を抑えるんだったら、収入も国税にしてくれたほうがいいんじゃないかって個人的には思ってますが。

まあそういう問題点の把握と、それを国にしっかり上げるということをやってほしいんですが、東久留米方式を導入した場合、応能応益割合を調整しなくてはいけないという中で、先ほどの市長から、部長でしたっけ——答弁でも、デメリットとして随時見直しが必要と、保険料ですね。支出に合わせて保険料を必ずバランス調整をしなくてはいけないと。そうすると今申し上げたように、これだけ部長でも見込みがしづらいもの、年によって変動してしまうものの調節を毎年利用者に、保険者に直接ぶつけてしまうことになる。ここが一

番、まあこの東久留米制度のデメリットじゃないかと。ここでインフルエンザがどんとはやって医療費がふえたら、来年どんと保険料が上がるということがあり得るというふうに思っているんですが、この点、今る述べてしまいましたが、認識として正しいでしょうか、私。

○市民部長（北田和雄君） まず、いわゆる東久留米方式と言われているものですが、これは保険税に占める応能と応益割合の問題でございます。前にも説明したと思うので簡単に言いますが、応益——均等割とうちの市ですと平等割になりますが、これが45%以上55%未満を占めるということが条件になります。これは地方税法の本則でそうなっています。この割合に入っていきますと7割、5割、2割という軽減制度が導入できると。この割合に入っていない場合、例えば応益割が55を超えるケースですとか、あるいは応益割が45を下回ると。東大和市の場合は45を下回っていると、現状ではですね——という状態になりますと、何が違うかといいますと軽減制度が、法の本則では6割の軽減は原則5割なんですね。ただ当面の間6割とすることができるといふふうになっています。4割の人も、本則は3割ですが当面4割と。東久留米方式で、これが7割5割と、さらに東久留米方式は2割というものがさらについてくるということでございます。

それで医療費との関係でございますが、医療費の財源をどこに求めるかということが一つあると思います。医療費というのは、制度を概略で申しますと、公費が50、保険料50ということで構成されるんですが、その50%を丸々保険税の50%を補うとなると、それに見合った税率ということになってくるんですが、東久留米方式はそのことを言っているのではなくて、保険税の応益割合のことを問題にしております。ですから医療費がふえたから保険税を上げ、連動して見直すということではなくて、保険税の中に占める応益割合が45から55の間に入らない場合、それを調整するということです。もしじゃあそれが、それでは足りない場合どうなるかという、そのとき初めて税率を上げるかどうかという問題も出てくるでしょうし、場合によっては一般会計からの補てんを求めるということも出てくるということですので、そこは分けて考えていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○10番（小林知久君） そうですね。間違いました。ちょっと飛ばしました。

東久留米方式自体は、今の医療費の変動とかと直接はかかわらないというところは多少なりともわかりますが、個人的には応能応益を均等に1対1ぐらいに、50%、50%程度にしなくてはいけないということは、応益、これ1人頭払う部分ですよ。必ず1人頭払う部分がある程度上がっていってしまうと。先ほどの人数割からすれば、応益の1人頭の世帯割、個人割のところ、やはり保険税の多くを占める方が多いと。資産に対して課税される方より純粋な人数も多いですし、まあ何というんですかね、その人の経済力に比する影響力というのも応益割のほうが多いのではないかと私は思っております。

ごめんなさい、一つ飛ばしたのは、今のその二つの話の前にですね、市は財政のほうは4億円と明記してしまっています。ということは来年、例えばことしインフルエンザがはやって医療費が上がった場合、通常でいけば、できればやはりそういう臨時的なときは繰出金の増などで、そういう突発的な保険料の上昇というのを、やはり市役所本体、一般会計がクッションとなって抑えるべきだと。利用者いきなりいくというのを避けて、やはり市役所が間に入って、4億円でも、その年2億円ふえてしまったら、臨時的に2億円入れるようなことの方針は示していただかないと、やはりこの制度っていうのは毎年の改定で保険料に直接はね返るといふふうに見えてしまうんです。

現状4億円というふうに言っていますが、そういう突発的なときに、本来的には一般会計から繰り出し増と

かを考えたりする必要があると思うんですが、今回、現状突発的に医療費がふえた場合は、今市としてはどう  
いうふうに対応する方針でいるんでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 4億円という今お話、小林議員からありましたけども、これにつきましては元  
気な東大和再生プランということで3カ年、21年度をスタートとして定額で4億円を繰り出す。この繰り出し  
の意味は赤字繰り出し分ということでございます。

そこで諸般の事情等で不足してくる財源の補てんということでありまして、昨年の例をとりますと、  
20年度におきましては赤字繰り出し分については約3億9,500万円ですね、4億円弱の繰り出しということ  
ございました。ここで繰上充用という形で20年度決算を迎えるに当たって補正させていただいておりますけ  
れども、その中では金額の——結果として赤字になってしまったということでございます。これについては21  
年度の保険税について、そこでの徴収ということで予算措置をしたところでございます。

そこで市財政のほうからですね、この不足分、医療費等が増嵩した場合について、常にそれを補完できるか  
となると非常に困難な状況ということも現実でございます。したがって、この3カ年の中で一定の目標枠  
を定めたわけでございますけれども、その中で国民健康保険のほうの推移といたしましても、4億円の赤字分  
では不足するというシミュレーションが出ておりますけれども、これについてはすべて一般財源で賄うか、あ  
るいは保険税等の——要するに特別会計としての歳入、これを求めていくか、これらについては十分国保会  
計、それから一般会計との協議の上で必要な額を補てんするなりする。そのためには、当然財政調整基金等の  
積み立てについても努力する必要があると思います。

以上でございます。

○10番（小林知久君） いろいろ先に言われちゃったんですけど。

医療費というのはなかなか事前に——これだけかかるだろうという予測に対して、実際かかった額とい  
うのが相当変動が大きいようですね。なかなか部のほうでも市のほうでもその予測はし切れないと。国保会計で、  
例えば医療費の給付費を当初予算と決算の比較で見たときの差額ですね、当初20億円かかるとしてたら結果  
19億円だったみたいな、差額が結構ほかに比べて大きいなというふうに思っております。その辺の数字をちょ  
っと過去3年ぐらいお願いします。

○保険年金課長（町田悦郎君） 当初予算額と決算額という対比かと思っておりますけれども、最近の3年間の数字で  
御説明申し上げます。

これにつきましては一般被保険者の方の療養給付費あるいは療養費、高額療養費と言われます医療費につ  
きましての数字でございますけれども、まず平成18年度でございますが、当初予算額と決算額でございますが、  
当初予算額が31億6,093万8,000円でございます。決算額が28億1,532万9,588円でございます。比較をいたしま  
した不用額につきましては3億4,560万8,412円でございます。

続きまして19年度でございますけれども、当初予算額の合計でございますが31億4,693万円でございます。  
決算額でございますが30億2,703万2,585円でございます。比較をいたしました不用額は1億1,989万7,415円  
でございます。

続きまして平成20年度でございますが、決算見込み額ということで御理解をいただきたいと存じますが、当  
初予算額が50億5,011万8,000円、決算額が48億5,303万1,949円でございます。不用額、当初との比較でござ  
いますが1億9,708万6,051円でございます。

以上でございます。

○10番（小林知久君） ちょっと長い数字を言ってもらってあれなんです、過去10年ぐらいで見ますと、当初との比較から結果使ったお金というのを比較したときに、差額が2億円から3億円で年間ですれてしまうということがあります。これは5%から10%とかになってくるんですが、結構な大きな額ですね。

ですので私は一つ、先ほどの浅見さんの御答弁とも関連するんですが、やはり当初予算で不用額が1億円から3億5,000万円あるということで、それ前提に保険料を算定せずに、やはりここはきっちりとかための予測というんですかね、シビアな予測をして、その一方で一般会計にしっかり財調を積んでおいて、医療費の増減があったらば2億円から3億円、年間で補正をかけれるという財政のやり方をまずとるべきなんではないかというふうに思いますが、この辺いかがでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 不足についても財調なりでの一定の留保をするというお話でございますけれども、この一般会計そのものも非常に財政的には厳しい状況を迎えておまして、この緊急の3カ年の再生計画の際にも繰出金をどのように抑制することができるのか、中身を吟味したわけでございますけれども、その中で最大限出せる額として4億円という数字をはじき出しております。今後それによって、健全財政に向けてですね、財政調整基金が行革の目標でもあります10億円というものがあります。これらを目標にするわけでございますけれども、だからといいましてその積み立てをストレートに、国保財政のための変動に対応するというところまではなかなか難しいかなど。その前提にはですね、この国保税のあり方、この金額を他市等の水準も十分に調整の上、それが妥当な保険税額であるということをお前提にした上で、こういった点は考えるべきかと思っております。

以上でございます。

○10番（小林知久君） どうも雑談で話し過ぎて、先に先にいかれちゃうんですが、ここから言おうとしてたんですけども、本来であれば現場のほうが医療費の変動におびえて、多目に予算見積もりをしまっている状況を是正し、それによって当初予算をなるべく確かな、余分なぜい肉のない予算にしていき、そのかわり急遽の変動があった場合は一般会計でしっかり支えるよという、それぐらいの財調は積んでいただきたいというふうに思っております。でなくては東久留米方式のような、ある程度変動があったらば、応能応益割合の負担を結構即座に変更しなくてはいけなわけですね。そういう制度は、医療費の変動をダイレクトに市民にぶつけてしまうというところで、幾ら一般会計に余裕がなくても医療費の変動という不確かなものを、直接利用者にそのリスクをぶつけるというのは、これはいただけないというふうに思っております。

このあたり私自身は、現状であればやはりそういう理由から東久留米方式は認められないと。一般会計の財調のほうが余りに金額が少ないと。インフルエンザがはやったら、翌年保険料がはね上がるというのは御勘弁いただきたいというふうに思っております。

今浅見さんに先に言われてしまったんですが、この後言おうと思っていたんですが、1人当たりの保険料ですね。これは19年度決算額、過去の保険税改定の全員協議会資料ですが、各市の保険料の比較が載っております。東大和市は1人当たりの調定額ですね、保険税ですね——は、この年の資料では6万6,903円で26市中上から18番目、少ないほうから——やや少ないほうにあると、1人当たりですね。余り保険を多くとってきてない。その一方で、その他の繰入金も1人当たり金額は22位なんですよね。少ないほうなんです。一般会計からの繰り入れも少なく、市民からいただいているお金も少ないと。何か医療費は——これはどういう構造なんでしょうか。

これぐらいの繰入金はどこも、各市も突っ込んでいるところですけども、東大和市は繰入金も少ないのに

保険料も少なくていいと、この辺の実態というのは部としてどうとらえているんでしょうか。わからなければわからないでも、なかなかいきなり難しい話なので。

○市民部長（北田和雄君） 先ほどの資料は、去年、20年の11月25日の全協資料だと思いますが、1人当たりの調定額が18番で、その他の繰入金も22番と。これは決算額の数字ですから、終わった後の数字を出したのですが、これを見る限り医療費が少なく済んだということだと思います。ですから東大和市ではほかの市に比べ医療費が、パイ全体として少なく済んでいるので保険税も低く、繰入金も少なく済むことが結果としてできたと、この年に関してですね。そういうふうに認識はしていますが。

○10番（小林知久君） 繰入金、先ほど御答弁いただきましたが、平成15年が3億円、16年約7億円、18年が8億円、19年6億円ということで、まあ多少これも変動はありますが、全般として市民1人当たりからいただいている額も少なく、市役所から突っ込む額も少ないと。で、これ上げる必要ありますか。もともと6億円の繰り入れ額、19年度の繰り入れ額も26市比較の中で下から5番目なんです。あきる野市、小金井市、武蔵野市はもうちょっと1人当たりの額は少ないんですが、そのかわり住民からいただいていると。これは上位、1、4、5番ですね。だから東大和市の場合は住民からもらうのも少なく、市から入れるのも少ないという割と均衡した状態なんじゃないかと思っています。上げたモチベーションは何でしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 保険税の改定を昨年御提案さしあげた理由でございますが、保険料だけで医療費は賄えないということは事実でございます。ですから一般会計からの補てん分をどの程度していただけるか、これが19年度でいきますと6億円ちょっとの額ですが——結果としましてね。だからその程度であれば、少し足りないかほとんどなにかもしれませんが、ここが落ちてくると、それはどうしてもほかで財源を確保するとなれば、保険税の改定ということにならざるを得ないということで、保険税の改定を一応御提案さしあげたところでございます。

○10番（小林知久君） まあ部長は言えないと思いますので、私がかわりに言うんですが、やはり財政、一般会計の財政の都合で上げたんじゃないかというふうに思っております。今回ほかの市でも、昨年度東久留米方式など、国保税の改定をやったという話もありますので、この19年度の資料で話をすると若干現状とは違うのかもしれませんが、殊東大和市で見さしていただければ、その時点で国保のほうからの改定の要請、絶対的な必要性は資料どこを見ましても見当たりません。当然一般会計が苦しいということが、モチベーションの一つになったと私は再三指摘申し上げております。

一般会計が苦しいから多少なりとも国保のほうにお願いするというのは、これはわからんでもないんですが、先ほど申し上げたクッション、市役所がクッションの役割を果たすということを放棄されては困る。財調もないので、医療費がはねたらすぐはね返る。こういう機能を放棄して、放棄してですよ、それでさらに国保会計はうまく均衡しているのに、国保会計に一般会計分のをいただくと。これはせめてどちらかは財政のほうで考えていただかなくては困ると。膨らんだ一般会計を収縮させていくのがまずは筋ではないかと私は思っております。この辺の御答弁の関係は3番でいただきます。

3番で福祉センターのあり方ということがあります。

まあ福祉センターですね、現状経済危機の中で非常に厳しいというふうに前回の御答弁がありました。経済学者の市長にお伺いしたいんですが、現下の経済情勢というのはいかがでしょうか。

○市長（尾又正則君） まあ率直に申し上げて、我が国の経済の状況であります。苦しいとは思っております。将来的にわたってでありますけども、この国の経済は成長はないという中で、いかにして発展するかであ

りますが、今後少子高齢化を迎えます。少子化によって労働市場は弱体化する。高齢者をどう支えるかという社会保障の問題がある。だけでも、社会保障を支えるだけの実態が今後どんどん落ちていくという中で、この国の将来は非常に困難であると、そのように思っております。

ただこの国の将来を考える上において、戦後の経済政策を変えて、いわゆる外需依存の構造から内需型の転換をすることによって変わるだろうというふうに思っております。先ほども質問がありましたように、グリーン・ニューディール、またはスクール・ニューディールというふうな新しい分野に立った国需——内需の拡大によってかなり変わってくるだろうと思っておりますけども、少なくとも国の為政者が外需から内需に変えるという相当厳しい決断しない限りこの国は非常に苦しいと、そのように私は思っております。

○10番（小林知久君） まあ内需に転換したとしても、もちろん1日や2日でできることでないというふうに思っておられるとは思っております。少し先の長い話であると。

現下の経済情勢、残念ながら昨年11月から非常に暗転してしまったと。来年度の税収も減ることが予想される。先ほどの関連でいえば国保税も早速収納率が下がる見込みがありそうですね。そういう中で、例えば国保税が下がったらもう少し繰出金を入れてやんなきゃいけないかもしれない。それから市税収入は多少なりとも地方債などで対応できますが——地方税ですね、交付税で対応できますが、いずれにせよ財調がほぼゼロという状況の中では、ほんの少し医療費がはねてしまっただけで、あとは銀行次第というのが市政の現状ではないかと私も思っております。多分銀行さん貸してくれると思うんですけどね。

いずれにしてもこれだけの規模の市政を支えるには、やはり財調が少な過ぎると。もう少しシビアに見積もって急なときの対応のためにも積んでおかななくてはならないだろうと。ましてちょっとしばらくは不況が見える中で、市役所がその壁にならなくてどうすると私は思っております。

という中で、私は非常に今から箱物をつくるというのは厳しいのではないかと思っておりますが、ここ1回だけ聞きます。ここで凍結というのは明言できないでしょうか。抽象的な話で、雰囲気だけにおわしてしまっただけでは、なかなか委員会の方、報われないところあると思うんですが、できればもう明言して次を考えていただければと思っております。後でちょっと聞きます。順番間違えました。

凍結、もしした場合に、私は今回2年ほどずっと皆さんの要望、市民の皆さんの要望などを眺めておりまして、喫緊の課題が幾つかあるというふうに私自身は認識しております。ここはこういった施設をつくる、つくらない、経済状況に応じて先延ばしされてしまうというのが酷なんではないかというふうに思っているところが何点かあるんですが、市側にそういう喫緊の課題という認識のある事業は今あるんでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） まず3点あるように認識しております。

まずみのり福祉園の生活実習をですね、生活介護に法内移行し、さらには定員の拡大を図らなければならないこと。それから相談支援事業ですね、地域障害者の一般相談を行う地域活動支援センターと就労生活支援センターの早急な取り組み。さらには介護保険の地域包括支援センター、今二つございまして、南部がもうパンクの状況でございますので、もう1施設は早急にほしいと考えているところでございます。

以上でございます。

○10番（小林知久君） 私はもう一つ、やはりあけぼのも何とかしてあげなくてはいけないのかなと思っております。

そこでこういった、特に今のみのりとあけぼのというのは、他施設の転用などで早急に対応するということは考えられないかなというふうに思っております。

どうも追加的な、何というんですかね、より発展的な課題と切迫した課題というのをセットで入れてしまうと、なかなか議論というのは交錯するところがあります。切迫した課題は切迫した課題で解決しておいて、それから未来の福祉センターをしっかりと考える。経済情勢が好転した暁にはつくる。そういったようなことが考えられないもんかと思いました。

1点御提案というかですね、貯水池の横の水道局のもともと研修所だったところ、今水道センターとか何か——あれは6月いっぱい業務を引き上げて、何か7月以降ですね、貸し出しを考えていると。私はあそこ規模的にも十分な規模ですし、耐震とか改修さえ一定程度すれば、もともとが研修所だったので、宿泊、シャワー、水回りもありますし、なかなか使い勝手がいいのではないかというふうに思いました。まずこの施設のそういったような状況であるということは、ちょっと市のほうでとらえられているでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今小林議員おっしゃいました水道局の研修所でございます。これは下貯水池の堤体工事の期間はインフォメーションセンター、あるいは定期的な連絡会議で私もメンバーで参加しておりましたが、そういった協議会の中での会議室としても活用してきた施設でございます。

情報によりますと6月で、工事も終えたことからですね、水道局についてはここを引き払うということでございます。それで東京都のほうの所管するところに、その点以前聞いたところですね、これについてはまだ利活用については具体的なところまでは至ってないようですが、一般的な利活用も前提に考えていくことになろうかという見解でございました。それに際してはですね、どのように公募するのかとか、あるいは地元の自治体のほうにその辺の周知をするかについては、まだ方向づけはなっていないということですが、いずれにしても6月で今まで使っていた利用についてはもう終了したという情報でございます。

○10番（小林知久君） 私もともと施設系のといいますか、通所でも何でもいいんですが、とにかく施設系の……。施設系の施設と言うと何か変だな。まあ施設というのはですね、できれば良好な環境であったほうがいいというふうに思っております。一番最初に桜が丘という話が出たときに、後ろに工場があるし、あそこは選挙でも一番クレームが多いところと、騒音とかのですね。もう何度も怒られたことがあります。そういう環境というのは、本当にいいんだろうかというのが結構根本にありました。

まあ貯水池のその施設のお話を聞いたときに、あそこは春夏秋冬非常にすばらしい場所です、私、割と実家がすぐ近くですので日常的にあそこは通勤、通学で使っていたんですが、ちょうど多摩湖も開業して人通りもふえ、かつ住人はほとんどいないんですよ、周辺に。よくトランペット奏者の方が練習していたんですが、そういうことが許されるような場所なんです——ので、特にあけぼのなどが周辺の方からクレームがきているような話をお聞きする中で、移転とか考えて、ああいうところで伸び伸び過ごすというのはどうだろうかというふうに思っております。下にはやまと苑もあります。ちょこバスもすぐ近くまで来ておりますので、喫緊の課題であるのみりですとか、そういう施設系のものは、あそこの施設を東京都からお借りして転用して、最低限の改修をしまして、もともと10億円かけてつくるつもりでしたから、数千万円はそれはもう当然だと思うんですが、そういう喫緊の課題はそれに対応できるんじゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○企画財政部長（浅見敏一君） 今施設の状況をお話いただきました。この施設を見ますと、でき上がったのは昭和51年ということですので、三十数年たっているということで、かなり現実的には古い建物には間違いはないと思います。

そこで仮に市の施設として使おうということになるとですね、相当な改修、当然耐震から始まりまして、必

要になろうかと思えます。それからまた東京都ではですね、そういった貸し出しを、大がかりな改造を含めて丸々貸し出すかどうか、そんな点もまだわからない点多々ありますので、こういった提案ですね、きょう初めていただきましたので、この施設がどういう状況で今後推移するのか、東京都の所管のほうにはさらなる情報を得るように努力したいと思います。

○10番（小林知久君） 突然のことですのでなかなか御答弁はできないと思うんですが、私はそういった喫緊の課題の方にはなるべく早急に対応してあげて、それで少しいろいろな要素が入り過ぎてしまった福祉センターについては一たんそこで凍結して、喫緊の課題のことをやれるという前提がありますが、その上でもう少し将来にわたる考えを皆さんからお聞きするというので、計画としてつくることが必要なのではないかと思います、市長いかがでしょうか。

○市長（尾又正則君） 初めて小林議員からそういう用地の利用を聞きました。非常に貴重な御提案と思っております。急に今聞かれたものですから即答はできませんけども、いずれにしても1回持ち帰って担当の職員とも相談して対応したいと、そのように思っております。

○10番（小林知久君） 桜が丘での福祉センターの検討委員会というのが、まあ議論が進んでいく中で、やはりそれがやるのかやらないかというのがあいまいですと、なかなか議論もしづらいと、低調になってしまうと。ですので、またそういう喫緊の課題が解消できれば構成を変えることも可能になるかもしれません。

私②番で、ちょっと時間がなくなってきてしまったんですが、総合福祉事務所、総合市民センター、小規模多機能型地域施設という考え方を御提案します。過去にもこれはお伝えしたことがあります。総合福祉事務所というのは事務機能を集約することですね、総合窓口、福祉の総合窓口のイメージです。例えばこういった生活介護のようなものを別件でやれてしまえば、そういう事務系を集約するのを、例えば市の東側の倉庫のあたりとか、ああいうのを改修するとか、今ある社協の場所を改修するとかふやすとか、そういうことも可能だと思います。それからその下の総合市民センター、これ中央公民館の建て替えと同時にやるですとか、そういうことも可能になると思います。そういった日常の業務系と事務系を混在させた計画よりも、一たんそこを整理してですね、本当の基幹型のセンター機能と地域の業務機能に仕分けて、そのどちらかをしっかりと実現すると。それに見合った施設をつくるという考え方が、これが未来の福祉につながるというふうに思っております。

この考え方、先ほど冒頭の市長の御答弁で、前提としていない、想定していないみたいな御答弁だったので、そもそもなかなか御答弁いただくのはきついところがあるんですが、少なくとも第二次福祉計画までは生活圏という考え方が福祉計画の中に盛り込まれ、市内を七つに分け、日常的なサービスは歩いて行ける場所、それから日常的じゃないものは市の真ん中あたりという仕分けがありました。それが第三次、第四次の福祉計画では消えました。これは介護保険でも取り入れられている、綿々と。これは恐らく厚労省がずっと考えている基幹型と地域型の分け方の考え方というのが福祉計画から消えてしまう。総合福祉センターを考えるときに、その中での位置づけがないというのは致命的になると私は思っておりますので、できれば仕切り直して、そのどちらに位置づけるかというのを再度考えて地域福祉計画を再構築していくというところを、今の委員会の方などにも意見を聞きながら取り組んでいただきたいなど。未来の福祉をそこで議論していただきたいなど思っているんですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） 今いろいろ御提案いただきましたけれども、なかなか現在、5月から立ち上げました総合福祉センターの検討委員会の中では、現在は桜が丘でつくるということを前提に検討していただいております。ただこのような小林議員からの御意見がございましたので、御提案ですね、福祉部内また関係部署と

も検討して、そのような提案をしていくのかというのは今後の課題にしたいと考えております。

以上でございます。

- 10番（小林知久君） 現状市内の施設が、利用度の高いもの低いもの、これは福祉に限らず学校から市民センター、公民館、結構まばらになってきております。かつて施設の再配置計画を考えるべきだということをお願いしたことはあります。例えば今学校で、この前の予算で検討委員会をつくるということがありました。それ以外にもですね、蔵敷、中央、狭山公民館あたりは老朽化が大分見えますね。もうすぐ、多分10年内外で建て替えないと厳しいのではないかと。やはりそういう福祉に限らず他分野との施設との関連も考えながら福祉を充実もさせる、そういったような施設というのをここは考えていただきたいんです。

最新の第四次の福祉計画を見ましたら、どうも今まで以上に他分野への意識が消えちゃったんですね。縦割りになってしまったと。これは部長、課長が自分の担当範囲で書いたら、担当範囲で計画を立てる限り、課を超えて、部を超えて、他の施策との連携というのはなかなか考えれなくなっていくと。そこに極端に言えば教育委員会の社会教育施設と福祉施設を連携させるなんていうことは、そこで市長が方向性を示していただかなくては、全部個別のカテゴリーの縦割りの施設で、今後の施設配置の中で大胆なことはできなくなってしまいますし、大胆なことをしなくては財政的にも厳しい中でサービスの向上はやりづらくなると。だからそういう部を超えた連携とか統廃合の考え方というのをぜひ持ってもらいたいですし、示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

- 企画財政部長（浅見敏一君） 今地域福祉計画に際してのことから全体をとということでございます。当然こういった分野別の計画の上には市の総合計画があるわけでございます。そこで先ほど小林議員がおっしゃいました再配置の計画、これについても今回の第三次の見直しの中では残念ながらそこまで至らなかったわけでございますが、次に四次も控えております。そこでこれをですね、このための準備といたしましても、まず公共施設の適正配置、これについては予定からしましても本年の12月ごろから準備していかないとですね、次の第四次に向かっても難しいと考えておりますので、この点は現状で総合福祉センターのことや、それぞれ当初からですね、計画から少し軌道修正になっているものがありますので、それ等を加えて古くなった老朽化した施設、これをどうするかといった点も加味しまして、この中でまず検討会を立ち上げながら庁内でそういった公共施設の適正配置、広域的な部を超えた配置については十分検討して先に進んでいきたいと思っております。

以上でございます。

- 10番（小林知久君） 具体論ではないので、要望をお願いだけしておきます。

私、勝手に施設再配置計画つくってみました。要望というか御提案というか、時間もないので一方的にちょっと。

まず桜が丘市民広場にはですね、保育所、学童の認定こども園と小学校の一貫教育と包括支援センターがあるといいですね。これは新設です。そのかわり四小と三小と七または九小は相当徹底活用したいですね。そうすると右上、左上、右下の施設は総合的にいろいろな施設が1カ所に集約できるんじゃないかと思っております。こういった話をいろんな人から集めて、再配置計画を部を超えた施策の連携の拠点にできるように、福祉センターもその中に位置づけていただけるように要望しまして私の一般質問を終わります。

- 議長（粕谷洋右君） 以上で、小林知久議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時24分 休憩

---

午後 4時37分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 吉 野 孝 君

○議長（粕谷洋右君） 次に、1番、吉野 孝議員を指名いたします。

[1番 吉野 孝君 登壇]

○1番（吉野 孝君） 日本共産党の吉野 孝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

1、新型インフルエンザについて。

①市の策定した基本方針について伺います。

②市民、学校関係者、社会福祉施設、保育園、各団体への正確な情報を的確かつ迅速に情報をどのように提供されているのか、現状を伺います。

③市が取り組む新型インフルエンザ対策に対して、国や都に財政支援を求める必要があると思いますが、伺います。

④米軍横田基地に対しても日本のルールを遵守させ、また日本政府と米軍横田基地に対して要請する必要があると思うが、伺います。

2、介護保険や高齢者施策について。

①特別養護老人ホームへの入所希望者と待機者の第3期の状況と現状について伺います。また入所希望者の第3期での推移と現状は。

②介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の基盤整備について伺います。

③介護の認定方法は実情に合ったものになっているのか伺います。

④介護保険制度の見直しに当たっては、新規に低所得者の保険料や利用料の負担軽減を行う必要があると思うが、伺います。

⑤後期高齢者入院時の負担軽減を行う必要があると思うが、伺います。

3、障害者施策について。

①障害者施設への入所希望者と施設の受け入れ状況をお尋ねいたします。

②障害者施設への入所基準の現状と課題について伺います。

③現状を考慮した入所基準の見直しが必要と思いますが、今後の取り組みについて伺います。

この場での質問は以上です。再質問は自席で行わさせていただきます。

[1番 吉野 孝君 降壇]

[市長 尾又正則君 登壇]

○市長（尾又正則君） では、順次御答弁をいたします。

初めに、新型インフルエンザについてでありますけれども、今回の新型インフルエンザの発生に対しまして、市では東大和市新型インフルエンザ対策本部を設置し、市が早急に行う対策と感染の拡大に備えた対策をまとめた新型インフルエンザ対策に係る基本方針を実施しております。

次に、市民、学校等への情報提供の現状であります。市民等に対しましては都や国からの情報と相談窓口等を記載した文書を市報に折り込み、同時に学校や公共施設及び福祉施設にも文書の配布を行っております。

次に、国や東京都に対しての財政支援を求めることではありますが、今後市長会等を通しまして国や東京都に要望を行っていく考えでございます。

次に、米軍横田基地への要請ではありますが、横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会が米軍横田基地に対し適切かつ万全な予防措置の実施と迅速な情報提供について強く要請をしておりますが、私も機会をとらえながら市長会を通して強く要請してまいりたいと考えております。

次に、高齢者施策のうち特別養護老人ホーム入所希望者の待機者についてでありますけれども、高齢化の進展に伴い高水準で推移しております。第3期の開始年度の平成18年4月現在では、市内4施設及び整備費補助金を支出している市外2施設の合計で230の方が待機をしておりました。第4期のスタートの平成21年4月現在では、同施設の待機者は224名でございます。

次に、特別養護老人ホームの基盤整備であります。基本的には同施設の認可権は都であります。都の調査では、東大和市は比較的充足されている地域となっております。また住所地特例制度などにより、市外の被保険者の入所について制限がなく、市内に同施設が設置されても、当市の被保険者で施設が満たされる保証はございません。第4期介護保険事業計画の中でも老人保健施設については計画もございしますが、特別養護老人ホームは計画されてはございません。しかし待機者が多数存在する事実及び事業者からの相談もありますので、今後引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、介護の認定方法であります。平成21年4月から認定調査のばらつきをなくすという観点から、認定の基準が変更されております。その後、同じ状態にもかかわらず介護度が低くなってしまおうという意見が国に寄せられ、国は要介護認定の見直しにかかわる検証、検討会を設置し検討することとなっております。その検討期間において市は、本人に文書等で確認の上、希望があれば従前の介護度とすることができることになっております。現在これらに基づき本人の希望を確認し、認定審査会に審査判定をお願いしております。

次に、低所得者に対する新たな負担軽減制度であります。平成21年度からの第4期介護保険計画の中で、介護保険料につきましては特例第4段階及び新第5段階を設置し軽減に努めたところでございます。この結果、基準額の比較では26市中22位でありまして、金額の低いほうから5番目となっております。

次に、介護保険や高齢者施策について後期高齢者の入院時の負担軽減の必要性であります。所得の低い方には、入院の際、食事代と保険適用の負担が減額される制度がございます。また8月1日から翌年の7月31日までの1年間で介護保険と医療保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担の軽減をする高額介護合算療養費制度が創設されました。これらによりまして負担が軽減されるものと考えております。

次に、障害者施策についてでございます。

まず施設入所希望者と受け入れ状況についてではありますが、20年度は5名の入所希望者に対しまして1名が入所できたということでございます。

次に、施設への入所基準の現状と課題でありますけれども、都の要領に基づきまして実施しているというところでございます。課題としましては、入所待機者の増加に伴う施設の計画的な整備促進と認識をしております。

次に、入所基準の見直しであります。都が利用調整をする対象者、手続等を定めておりまして、最重度障害者を中心に入所手続を進めてございます。したがって見直しということではなく、施設の整備促進が重要という認識によりまして、市長会を通して都に現在要望しているところであります。

以上であります。

〔市長 尾又正則君 降壇〕

○議長（粕谷洋右君） ここであらかじめ会議時間の延長を行います。

○1番（吉野 孝君） 新型のインフルエンザということで、現在東京都がこの状況については、きょう現在で新型インフルエンザ患者数というのが合計で29件ということがあります。これは5月20日から1名ずつがありまして、6月11日には、これは学校での集団感染ということがありまして、11日には10名という形で患者数がふえています。

こうした中で現在、先週ですね、12日は議会にも新型インフルエンザに対する市の体制についてということで文書も配布されました。そこには官房長官のコメントとして指摘されているように、12日未明に世界保健機関、WHOが新型インフルエンザの警戒レベルというのをフェーズ5から6に引き上げる、こうしたことが決定されたと書かれています。引き続き現在の基本方針に基づいて、感染拡大防止、医療体制の充実の強化に努めるとされています。ここでも指摘されているように、感染防止、そして医療体制の充実、強化というのは大変重要なことだと思います。このコメントは、さらに基礎疾患を有する方が重篤化する例も、我が国においても適切な医療を早期に受けることにより、すべての方が順調に回復されているということも書いてあります。

適切な治療を早期に受けることに関してですが、適切な治療を早期に受けられない可能性があると思っています。それは国民健康保険証が手元に渡っていない世帯が200を超えるということも報告されています。緊急に被保険者証を発行して、受診の機会を失しないようにすること、このことが大事だと思います。また低所得者世帯への負担軽減も図ることも重要だと思いますが、この点についてまずお伺いいたします。

○市民部長（北田和雄君） 保険証の件でございますが、現在東大和市では資格証明書については交付しておりません。保険証につきましても、窓口で納税の御相談をいただければいつでも発行しておりますので、インフルエンザとかで医療機関にかからざるを得ないということであれば、いつでも御相談いただければ保険証のほうは発行できる体制にはなっております。

以上です。

○福祉部長（榎本 豊君） 医療費の軽減ということですが、今回の新型インフルエンザにかかった場合の診療費の負担でございますが、通常疑わしい場合には発熱相談センターに相談いたしまして、指定の医療機関にかかるわけですが、そこでよく言われております簡易検査というのをやりますけれども、そこは御自分の健康保険、国保等の健康保険で診療になります。その先、そこでプラスの判定が出た場合には、その後の遺伝子の検査、PCR検査ですけれども、その検査以降、また入院となった場合には東京都の負担で実施をされているということでございます。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 今部長も言われたですね、保険証の範囲の中でその費用が賄われると。しかし私今指摘したのは、手元に保険証がないという世帯が200を超えているということは、これは資格証明書も発行されていない、また短期保険証もいっていないと、こういう世帯があるわけですね。

これに対して、やはり先ほども官房長官のコメントでも指摘されているように、適切な治療を早期に受ける、これが大事だと言ってますよね。そしてこれが、保険証がないということで医療機関にかかるのをちゅうちょされたり、またそういうことがあったとすれば、それは早期な治療にもならないし、感染の拡大にもなっていく可能性はあるわけですね。（発言する者あり）この点では、そうした受診の機会というのを、やはりこうした世帯には、実際にはそういう可能性というのがあるわけですから、これに対してはやはり、世界で今フェーズ6にまで引き上がった状況の中でね、こうしたことも考えていかなければ感染防止の重要な時期を逸し

てしまうということにもなると思うんです。

ここの点についてですね、それから先ほど窓口負担というのを健康保険だというふうに福祉部長は言いましたけども、確かに保険証があればそういうことは可能だと思います。しかし保険証がないということで、どこに相談したらいいのかというようなことがあった場合ですね、これがやはり感染の拡大になっていくという可能性はなきにしもあらずということだと思うんです。これについてやはり何らかの対策をとっていかないと、こうした感染拡大防止にもならないということだと思うんですが、いかがですか。（「通告に沿って」と呼ぶ者あり）基本方針だよ。

○議長（粕谷洋右君） 暫時休憩します。

午後 4時55分 休憩

---

午後 5時 8分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（吉野 孝君） 1番の市が策定した基本方針の中で、国民健康保険証がないということでの——要するに受診抑制が働いて、結果的にやはり感染拡大というような形になる、こういう可能性があるということを目指したわけです。これについては対策本部のほうでも、ぜひこの基本方針の中にですね、こうした受診抑制によって感染の拡大があってはならないということで検討していただきたいと思います。

その次ですが、集団感染ということが大分話題にされていて、先週も学校での——高校でしたけれども、ここでも集団感染があって学級閉鎖が行われたと。こうしたことというのが、実際に人が集まる場所ではあるわけです。

この感染拡大というのもですね、また感染のルートというのがまだ明確にされてないですよ、どこからきたのかと。この高校の場合でも実際には外国に行った例というものもないと。そうした中で今回の学校での集団感染があったということですから、この情報については学校のほうには、先週あった集団感染ですが、これについては情報というのは伝わっているのでしょうか。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 学校への情報提供につきましては、市の本部、そしてまた教育委員会といたしましては、主に東京都の教育委員会から随時情報を得ております。その上で今御質問にありました件につきましても、東京都教育委員会の情報を迅速に、また的確に提供しております。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） そういうことで、都内で初めて集団感染ということで学級閉鎖が行われたという状態の中ですから、ぜひですね、こうした事態、まだ東大和市であるわけじゃないですが、あってはならないという点ではやはり十分な情報の提供と、そしてそれに対する備えを進めていくということが大事だと思います。

3番のほうにいきたいと思いますが、我が党がやはり、議員団が先月15日に緊急要望書で行った新型インフルエンザに対しての国や東京都に対して財政支援を求めるということで要望もさせていただきました。その後ですね、財政支援の措置などというのが具体的にどんな形でされてきているのか、そうした措置があるのかお聞きいたします。

○健康課長（田代雄己君） 財政支援という形なんですけど、ここで5月29日に国会で補正予算が成立しまして、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのができまして、それに基づく財政補助の中で新型インフルエンザ対策事業という項目がございまして、そこにはマスクや防護服の購入に充てることができるというような記

述があります。担当としましてはですね、今回市にこういう交付金がきますので、計画としてはこれをのせて、できれば活用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 今担当のほうから地域活性化交付金というのが活用できるというね、これは厚生省が先週10日の日に日本共産党の小池 晃参議院議員に明らかにしたのが、この新型インフルエンザに対する感染防止を防ぐために、自治体の要請で臨時休業した介護、障害者、保育施設などの休業補償に地域活性化交付金を活用するようそうした通達を出したというのが、その今の内容だと思います。

この通達は9日の日に出されたわけですが、保育施設、また短期入所、通所施設などの臨時休業に生じる損失補償、また社会福祉施設のマスクや消毒液などの経費、保育施設の閉園や放課後の児童健全育成事業の休止に伴う保育料、利用料などについて交付金の対象となる、こうした内容だと思うんです。

これは実施計画を策定した自治体に交付されるということですが、この実施計画の策定についてはどのように考えていらっしゃるのかお伺いいたします。

○企画財政部長（浅見敏一君） 実施計画につきましては、現在各部からこの臨時交付金に際しましての計画をまず上げていただいて、今月末までにまとめて、ただいまのものも一つの計画の中にあるかと思っておりますので、それを精査した上で理事者の査定を経まして計画書を提出したいと思っておりますので、まだその計画書の作成までには至っておりませんが、事業の内容とか目的、効果、そういったのを上げていただくように調整しております。

以上です。

○1番（吉野 孝君） この地域活性化交付金というのが、臨時の休業によって生じる損失補償、こうしたものに活用できるということなので、早期にですね、そうした事態になったときには、こうした交付金を使っていくということを要望しておきたいと思っております。

4番目のことですが、近くに横田基地があるということで、近隣の市も、これは基地の協議会ですけども、5市1町がこれに対して要望をしているということを聞きました。私たちも緊急の申し入れの中でも、こうしたことについて話し合いも行いました。米軍横田基地が近くにあるということで、そこに働いている従業員、また米軍の関係者というのが、横田基地に空港があるために、そうした成田だけではなくですね、水際というのやはりこの近くにあるという状況の中です。そうしたことがあるからこそですね、日本のルールを厳正に守っていくという、これはやはり周辺市町の連絡協議会が要望するのは当然だと思います。その後のこの協議会に対しての米軍からの回答は、どのようになっているのかお聞きいたします。

○総務部長（氏井 博君） 横田基地関係でございますが、今お話のございましたように、5月4日付で横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会、これは会長が東京都都知事、副会長が近隣市の市長で構成されておりますが、在日米軍司令官ほか1名に、「横田基地における新型インフルエンザの感染拡大防止に向けた取組みについて」という要請を出してございます。

内容をちょっと御紹介いたしますと、「5月1日、外務省より、米本国から横田基地に到着した航空機の乗客から、簡易検査でA型インフルエンザの陽性反応を示す者が出た旨の発表があり、その後の詳細な検体検査の結果、3日に新型インフルエンザには感染していない旨の発表がありました。しかし、横田基地では現在も海外との航空機の往來が頻繁に行われており、ひとたび感染者が発生すれば、人口が密集した首都圏に所在する基地であることから、その影響は計り知れないものとなります。そのため、周辺住民は新型インフルエンザ

の感染拡大に強い不安を抱いています。横田基地では、海外において新型インフルエンザが発生したことを受け、検疫などの措置を強化されているとのことですが、改めて下記の事項について強く要請します。」

そういうことで、二つのことを要請しております。一つは、「新型インフルエンザ感染拡大防止のための適切かつ万全な予防措置を講じるとともに、具体的な措置状況を速やかに情報提供すること。」二つ目といたしまして、「今後新たに、簡易検査でA型インフルエンザの陽性反応者が判明した場合には、その事実を速やかに情報提供するとともに、その後の状況についても、適宜情報提供すること。」こういう内容でございます。

この内容で、同じく連絡協議会のほうから外務大臣、北関東防衛局長、横田防衛事務所長にも要請が行われております。それらを受けてですね、現在は横田基地と西多摩保健所との連絡体制がとられておりまして、今後横田基地で新型インフルエンザが発生した場合に備えて、横田基地の担当者、これは第374空輸航空団医療群でございますが——と西多摩保健所の担当者、保健対策課長でございます——との間で連絡先、携帯電話番号を交換、緊急時には休日、夜間でも連絡がとれる体制がとられているということで、先ほどの要請は紹介させていただきましたが、今そのような体制が組まれているようでございます。

○1番(吉野 孝君) 今部長のほうからありました横田基地に関する周辺市町の連絡協議会が、そうした要請を行っている。

先ほど答弁の中でも市長が、この5市1町には入っていないわけですが、実際に接する機会というのも東大和市はあるわけですから、その点では市長会も通してですね、ぜひこうした横田基地に対して、そうした日本のルールを守って、そして検疫体制というのも充実、まあ日本と同じようなルールにするということは、やはり要望というか求めていくことが大事だと思います。その点では先ほど市長の答弁の中でありましたように、市長会を通してでもぜひまたそうした要望を強くしていただきたいと思います。

この点で、ぜひ市長のこれに対する御見解をお伺いいたします。

○市長(尾又正則君) 先ほど壇上で答弁しましたように、この基地の問題につきましては、万全な予防措置の実施と迅速な情報提供について強く要請しておりますけれども、自分たちも市長会を通して強く要請してまいりたいと、そのように思っております。

○1番(吉野 孝君) よろしくお伺いいたします。

それでは2番目の介護保険、高齢者施策についてお伺いいたします。

先ほどの答弁の中でもありましたけれども、現在18年度3期の中で、特別養護老人ホームへ入れない、こうした待機されている方がいらっしやると。これが230人ということでした。こうした現状はですね、この230人というのは、施設にしたならば、これを受け入れる体制というのはですね、まあ50人クラスでいっても四つか五つぐらいの施設をつくっていかなくちゃならない、こうした状況にあるんだと思います。

しかし現在の状況の中でも3期ですね、こうした状況がある中で、それでは具体的にこの4期の計画の中ではどうだったのかということを見ますと、4期の中では、これは98ページですが、4期の保険事業計画の中に書いてあるですね、介護老人保健施設の設置というところに、増加が予想される要介護者に対応するため、介護老人保健施設の増設を目指します。これに際しても、事業者等と連携し、基盤整備や人材の確保に向けて市として適切な対応を行いますというのが、この4期の計画にあるわけです。

ここでお聞きしたいのは、この中でさらにですね、この3年間でどういう推移を見ているかということですね、ことしの21年度では3,660人の年間の延べ利用者数が書かれています。これが3年後の23年度の3,708人ということで、この数字の差は48人増なんですね。これ48人増ということは、大体一つの施設に類するのですね、

それともこれは定員をふやそうとしているのか、この計画はどういう計画なのか、これについてお伺いします。

○福祉部参事（小島昇公君） 特養の第4期、21年度から23年度の伸びの関係を御質問いただきました。年間の延べの利用者数ということで今数字をいただきましたので、3,660人といいますのは12カ月で割りますので人数でいうと305人ほどと。23年度の3,708人というのは、同じく12で除しまして309人ほどということで、各年ですね、年間でいえば2人ずつぐらいふえていくのかなという感じでございます。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 先ほどの市長答弁の中でですね、この施設については4期では施設建設は計画されていないという答弁をしていたんですが、これはそれに間違いはないんですか。

○福祉部参事（小島昇公君） 特養の関係で申し上げますと、第4期の中では計画はございません。先ほど御質問者おっしゃられましたようにですね、老健のほうは4期の中で一つの施設をとというふうに計画してございます。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） この4期の計画の中では、介護老人保健施設というのは、これは特養ホームの別の名前ですよね。だからその点でいえばですね、これは事業者と連携をして基盤整備を進めていくということではないんですか。

○福祉部参事（小島昇公君） 申しわけございません。介護老人福祉施設ですね。これが一般的に特別養護老人ホームでございます。介護老人保健施設のほうはですね、一般的には老健と言われる老人保健施設でございます。後者のほうを第4期で計画をしているということでございます。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 施設建設の基盤整備というのには大変にお金がかかると。しかし現在東京都内でもですね、この待機されている方というのは、入所を希望しているというのが3万8,000人を超えているのが東京都内全体です。その中で、先ほど東大和市では230人が希望しているけども、入れないという状況なんですよ。

しかし私は——非常に東京都がこうした全体で3万を超えている入所希望者が入れないという待機者がいる。しかし東京都はそうしたことで、この3年間で少なくとも1万人分の緊急整備をやはりしなければならぬと思います。しかし東京都は特別養護老人ホームを3年間で5,000人をふやす計画を立てているんです。しかしこの反面ですね、ことしのこの間終わりました都議会の中でも、予算では用地費用の助成制度というのが廃止されちゃったんですね。ことしの3月31日までに建設か、そういう着手をしているところには補助が用地買収として行われたわけですが、現段階ではそれが廃止されて、用地費用の助成制度もなくなってしまったと。これでは、やはり東京都が考えている3年間で5,000人をふやそうということにも逆行するのではないかと。そしてやはり東大和市でもですね、現在この230を超える人たちが、入りたいけれども入れないという状況ですから、やはり基盤整備はもっと計画的に進めていくことが大事だと思うんですが、これについてはいかがですか。

○福祉部参事（小島昇公君） お話のございましたように、21年の4月30日現在で224人ほど待機の方がいらっしゃいます。そういう中でその200人が多いか少ないかという問題になりますと、やはりかなりの方がお待ちになっているという認識は持っております。ただその内訳でございますが、待機でいらっしゃる方の3分の1はですね、ほかの老健等の施設に入居されている方がいらっしゃいます。残る3分の2が在宅の方ということなんですが、その在宅の方の中には、病院に入院されたりですね、そうしている方も、ちょっと人数のほう

はつかみ切れないんですけど、含まれているという状況は一つございます。

それから入所を希望されている方の要介護度で見ますと、市内の4施設を対象ということになります、いわゆる重度と言われます介護度4、5の方が94名、比較的軽度と言われます要支援1から要介護3までの方が120人ということになってございます。このことはすぐに申請して入所ができないという状況を考慮した上でですね、比較的軽度の段階から早目に申請をしている方が多いというふうな状況及びほかの施設に入所しながらお待ちになっている方が多いというような状況もうかがえるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（粕谷洋右君） ここで10分間休憩いたします。

午後 5時33分 休憩

---

午後 5時43分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（吉野 孝君） 特別養護老人ホームの基盤整備という点では、待機者が多いという状況の中でね、当然やはりこれは施設建設という基盤整備は進めていかなきゃならないと思うんですね。こうした中で今私が、都の予算からこうした施設建設にかかわる用地買収の補助金の制度がなくなってしまったという点ですね、これについて市長ですね、東大和市でも230人ぐらいの待機者がいるという状況の中でね、こうした建設を促進するのではなく、むしろ後退させていくというような内容では困る問題だと思うんです。この点で用地助成制度というのをぜひ都に対して復活するように要望していただきたいと思うんですが、この点ではいかがですか。

○市長（尾又正則君） 実は待機者が多いというのは当市だけではございませんで、日本中の市町村において待機者が多いというのが現状でございます。いずれにしましても東京都市長会でもこれにつきましては大変な議論がございまして、各市長の皆さんも非常に危惧をしております。今後とも市長会の運動として東京都や国に対して現状を訴えて、何とか解消のほうに向けて努力してまいりたいと、そう思っております。

○1番（吉野 孝君） これも大変火災によつての犠牲者が出たというのが、これは群馬県の渋川市での高齢者施設で火災に遭って10人の高齢者の命が奪われたと。この施設には、墨田区民で生活保護を受給している高齢者の方が15人いたわけですが、火災で亡くなったのが7名の都民だということだったんです。こうしたことは東大和市では、こうした地方の施設に入所されている方というのはいらっしゃるんですか。

○福祉部参事（小島昇公君） あの事件の後ですね、調査がございまして市のほうでも調べましたけども、該当者はなしということでございます。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） これも東京都内でこうした基盤整備が十分でないために、群馬県での無届け施設でこうした火災で亡くなると、こうしたことがあったわけです。ぜひ市長もですね、都内全体でやはり3万8,000を超える待機者がいるという点では緊急の事態だと思います。この点では特養ホームの施設整備に欠かせない用地費用の補助制度、これの復活と、あわせて東京都は特別養護老人ホームに向けても人件費補助というのをされていたんですが、これもなくなってしまったという点では施設運営も大変な状況にあると思います。ぜひこうした施設の抱えているそうした人件費の問題、そして用地取得の補助制度の復活ですね、こういうのをぜひ要望していただきたいと思います。

次にまいります。

介護認定の方法で、私も本当に疑問に思っている点があります。私のところに相談があった方は、御主人が85歳、奥さんが84歳、奥さんは視力が失われてですね、明るさを多少感じる程度と。その奥さんを御主人が介護をしているという状況です。

この方は、一番最初私のところに相談があったときには、2人とも要介護1だということだったんですね。その後ですね、市が3月25日の時点で審査会で決定されて、85歳の御主人の認定が要支援1にされたという状況で、週1回のヘルパーの派遣がなくなったという状況だったんです。私はこの家庭のところに実際に伺いました。そうしたら、御主人は足の関節も悪く、腰も悪く、そして台所に立つのもですね、3分たつとひざが痛くなってくる。5分になってくると腰が痛くなってくると。余りにも痛いので、大体1時間か1時間半ぐらい横になって寝ると、そういう家庭なんですね。

この方が今度、今まで要介護1だったものが要支援1にされたという。それによってサービスが削減されると、こういう家庭なんですね。私はこの家庭の方のところを訪ねていったらですね、御主人はごみを出すのも、自転車にごみを載せて、そしてそれをつえがわりにしてごみを出しに行くという実態なんですね。だからこうしたこととあわせて、奥さんが目が悪いですから、手元にもものを持っていかないと食べられないという状況の中で、なぜこの方が足も腰も悪くて要支援1になるのかということで相談がありました。

そしてこの5月1日に再度の申請を出して、今5月から6月にかけてはヘルパーの派遣が1日減った状態で今でもあります。こうした事態がですね、なぜこういうふうにあるのかですね。

そして私は、この家庭の状況を実際に聞いた中でですね、御主人も大変介護に疲れている状況なんです。そうした中で、私は奥さんとですね、奥さんが左側だったんですけども、御主人は前として、テーブルを挟んで話したんですけども、大変やはり奥さんも目が見えないということでいろいろとやはり——わがままじゃないんですけども、いろんなきついことも御主人に言われたりというようなことがあったりして、介護の疲れから御主人は私にですね、奥さんが目が見えないからということで、どういようなことをしたかという、こうやったんですね。こうやったって言ったってこれは議事録に残りませんが、首を絞める形をとったんです。

これは御主人がそこまで追い詰められている。これはまさに老老介護の中のね、やはりそういうところまでいっているという事態だと思うんですね。なぜこの方が——やはり先ほど言ったように足、腰、それで今現在でも週に大体4日か5日ぐらいいは点滴で痛みどめを打っていると、こういう状態なんですね。こうしなければ奥さんの面倒を見ていけないんですよ。そういうふうにして実際に私は御主人から、首を絞めるような格好をしても奥さんは目が見えませんがわからないですよ。だから黙って私にそうした形をとったわけですね。

私はこの実態から見ても、今の介護保険制度の中で、社会的介護にするって言ったこの保険制度が、そこに対してやはり老老介護はここにもあるというね、このところについてやはり現場の実態というのと、それと認定の状況が違うんじゃないかと、これについてどうですか。

○福祉部参事（小島昇公君） 今個別な具体的な方の例でちょっとお話をいただいたわけでございますが、介護が非常に高齢者にとって負担になっているという事実につきましては、私どもいろんな方から御相談をいただきますので、十分に認識をしているところでございます。ですから法律に基づいて仕事は皆さんに平等にと、公平にということではまいりますが、個別の相談にも親身に乘っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 今介護保険制度、私たちはやはり、なぜこういうふうな介護保険制度で認定がこうなる

のかと。今度6月に再認定されるわけですが、その項目の中で私問題だと思ったのは、今まではひじ関節の状況はどうなんですかという項目があるんです。それから足の関節はどうですかというその項目もあるんです。しかし新しい認定の調査票には、ひじだとか足の関節については何の項目もないんです。だから聞く必要もないんですよ。だからこういうふうにしてね、結局は第一次診断でそういう項目が減らされているから、第一次診断で軽度のほうになってしまうと。これを私担当のほうに聞けばですね、これについては特記事項として、例えばひじ関節、それから足の関節については特記事項で書いてもらうんだと。要するに調査員がそこで書くというわけですね。でも書くといっても、項目がないから聞くこともできないじゃないですか。本人の訴えがなければ、ひじ関節はどうなんですか、足関節はどうなんですかという項目はないんですよ。その他の項目についても、この関節については何も入っていないんです。

具体的にちょっと、このその他の項目の中ではどういう項目が入っているんですか。

○福祉部参事（小島昇公君） 旧から新に変わらして、関節の関係が入っているのはですね、肩またはひざですね、その他ということですね。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） こういうふうにして新しい認定方法によって、この項目がチェックされて、それでコンピューターに入って第一次診断が行われると。そして先ほどですね、例えば足の関節だとかいうのが、そのときに調査員が見落としをしまえば、そういう特記事項も書かれないというような事態になるんですよ。だから軽くなってしまうんですよ。

私はだからこういうふうにして、今度の削減された項目というのが14項目、新たに入ったのが6項目ということになります。こうしたことで、やはりその人の現状に合わせた体の状態を見て、そして適切なサービスが提供できていないというところに問題があるわけですね。だからやはり介護保険があっても、保険料を払っても——この方は皆さんも御存じだと思いますが、よく言われるとおりに80を超える方ですから、最初私、御主人と話したときに、国の世話にはなりたくないんだ、これだったんですよ。その後自分がそういう体が悪くなって、奥さんがこんなになったときに、それでやはりこの介護保険のサービスを受けようというふうにしたらば逆に削られてしまったということなんですよ。

私はやはりこういう高齢者の方たちというのは、今回一つの例ですけども、こうした実態があるということについては、やはり重大な問題だと思います。サービスが提供できない、こうした介護保険では何の意味もないわけですよ。そしてさらにこの介護保険が始まったときに老老介護というのを、また今最近では認認介護というふうにまで言われてるじゃないですか。こうしたことの事態に対して、介護保険が適切なサービスを提供するというのが、この保険制度の社会的介護だったはずなんです。

私はだからこの点でいえば、これが一つの典型になるのかですね、問題点がここにも出てきています。この点ではやはり介護保険がその実情に合わない認定が行なわれていると。この方の御主人はですね、担当医と話したならば、要介護1だったのが要支援1になぜなったのかというふうに疑問に思っているわけですよ。だからそういうこともね、現場でもやはり実態からいけばそういうふうになっているという実態は、これは大変な問題だと思います。

ぜひこれについて市長、今の実態ですね、こうした老老介護があるということについて、やはり東大和市でそうした犠牲が出てはならないという点で、実態に合わせた介護をやっていくということをぜひお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○福祉部参事（小島昇公君） 今までも高齢者の立場に立ってということで仕事を進めてございますが、御指摘の点も今お話を伺いましたので、極力高齢者の方々が満足のいくようなサービスが、決まりの中で最大限できるように努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） ぜひその認定の調査の項目というのにも問題があるわけですから、その点を調査の段階で、そうした特記事項があれば具体的に指摘していただいて、第二次診断の中でその特記事項にあわせてですね、やはり今度は審査会で十分その生活の実態に合わせたサービスが提供されるよう要望しておきたいと思えます。

その次ですが、介護保険制度が今度の4期に入って4月から行われたわけですが、先ほどの答弁の中でも、今度高齢者への具体的な軽減措置というのも行われているということが、介護保険料、それから後期高齢者の保険料、こうしたことでの負担を合算で考えいくという形を——これは1年間の時限的な措置なんでしょうか。

○市民部長（北田和雄君） 高額合算の関係だと思いますが、医療保険で高額制度がございまして、介護保険でも高額制度がございまして。20年度からこれを合算してある一定以上の負担が生じた場合は、高額介護合算療養制度というもので、超えた分については戻るという制度が導入されました。これは1年限りということじゃなくて、今後ずっと続いていくと。ただ1年間の高額医療費ですね、それをもとに判定をするということでありまして、制度自身は継続をしていくということです。

○1番（吉野 孝君） 5番のところですが、私は後期高齢者、この医療制度は廃止すべきだというふうには思いますが、しかし現存として制度があるわけですから——こうした中で私は高齢者ですね、例えば75歳以上の負担が、要するに年金収入になるわけですが、これもやはり年々目減りしているような状態が続いているのはわかりますよね。そうした中で例えば、これは昨年出された国民健康保険税の中で所得階層別の世帯数というのが書かれているんです。この中では250万円以下の世帯というのが全体の75.8%、ということは大体4分の3が、大半250万円以下の総所得額の層に入っているんですね。だからこういう人たちというのは、今回の介護保険の保険料だとか、それから後期高齢者の保険料だとか、医療負担だとかというのが私は本当に多いんだと思います。こうした世帯に対して、以前東京都が老人医療費の無料化というのが行われていました。これが廃止されちゃったわけですが、私はやはりこうした後期高齢者に対してもですね、ぜひ復活を求めていってほしいと。75歳以上の高齢者を、今回の後期高齢者医療制度というのは批判が多いわけですが、しかし年金収入の少ない高齢者にとっては、医療費というのはとりわけ重い負担になっているという点で、これは世界的に見てもですね、イギリスだとかフランスなどの世界の主要な国では、医療費というのは無料が大きな流れなんですね。そうした中で東京都が、そうした無料制度をなくしていくと。それで負担を1割、2割、3割という形でふやしていくと。これではやはり受診抑制もあるでしょうし、重症な状況で、最悪な状況の中で最終的に病院にかかったら——まあこれはありましたよね、過去でもそうした犠牲があるということについては。

私は、やはりこうした75歳以上の後期高齢者の医療負担を少なくして保険料も少なくする、こうした点では東京都が今までやっていた75歳以上の医療費の無料化、これは私は本当に欠かせないものだと思います。この点で市長はいかがですか。

○議長（粕谷洋右君） ここで暫時休憩いたします。

午後 6時 6分 休憩

午後 6時 7分 開議

○議長（粕谷洋右君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○福祉部長（榎本 豊君） 過去には東京都の制度ということで実施されていたわけですが、なかなか市の単費でやるというのは非常に難しい。そういう中でですね、やはり昨年から入院見舞金制度復活いたしました。またその継続で事業が行えるように、担当部としては努力したいなと考えているところでございます。以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 入院見舞金のことについては大変評価するところです。

私が言ったのは、以前こうした都の老人医療費の無料化という制度があったわけですが、しかしここに来てまた後期高齢者医療制度が始まったり、そして介護保険の負担が多いとかいうようなことでですね、実際にはやはりそうしたことから考えると、年金所得がそれほどない中での医療費抑制になってはならないということですね、ぜひ市長、東京都に老人医療費の無料化というのを求めていくべきじゃないかということを知っているんですが、市長はいかがでしょう。

○市長（尾又正則君） まあ無料化というのは非常に厳しいとは思いますが、高齢者の今の置かれた状況を考えると、そうあってほしいということは東京都に伝えたいと思っております。

○1番（吉野 孝君） 先ほど飛ばしました4番ですね。

保険料だとか利用料の負担軽減という点で、先ほどの答弁の中でも段階を今度はふやしたということで、現在東大和市は26市の中で22位の位置にあるということをおっしゃいました。まあそういう位置にあるんでしょう。しかし高齢者を取り巻く負担というのがですね、いろんなところでの負担が多いんですよ。前にも高齢者の税額が、やはり免除がなくなってしまうとかいうことで、税金のほうも今までそうした優遇、要するに高齢者に対する税制が高齢者を応援していたわけですが、こうした制度もなくなってしまう。その上に国民健康保険税だとか後期高齢者があったり、そして介護保険の保険料と。こういうふうにして考えるとですね、本当に医療にかかる、かける、そうした高齢者の置かれている状況というのが大変な状況だと思うんです。

だからとりわけやはり医療費は重い負担があるわけですから、ぜひ介護のほうの保険料も引き下げていく、またそういう措置をとっていくということは、私は高齢者の置かれている、取り巻く状況から考えてもこれはやはりごく普通な考えだと思うんです。そういう点では22位だということをおっしゃらないで、ぜひ高齢者の生活実態から見てですね、こういう保険料だとかいう制度をやはり軽減していく、また利用料も軽減していくということが私は必要だと思うんです。これについてはいかがですか。

○福祉部参事（小島昇公君） 御承知のように介護保険はみんなでお互いに支え合う制度というところがございまして、その中で一定の割合を乗じて所得階層別に保険料を決定をしているところでございます。先ほど申し上げました年間の基準額でいえば、26市のうちで22番目、安いほうから5番目ということでございます。そしてさらにですね、第1段階、第2段階の皆さんにつきましては、2分の1を乗じた保険料ということになってございまして、やっぱりその所得の多寡に応じて金額のほうは減じているということでございます。

さらに介護保険料の支払いが家計上困難な場合等につきましては、従前から市の独自施策としまして最大5割の減額を行うという制度もございまして、これも引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） 今回の今の介護保険、そして高齢者施策の中で、高齢者を取り巻く環境というのが、やはり年金収入に頼るこうした実情があります。だからこそいろんな負担ですね、医療にかけられない、また少しでもこうした介護保険の保険料、利用料についても軽減をしていくと。

私は先ほど言った世界の流れで言ったのも、結局はやはり医療費の無料化というのも世界の流れですよ。だからやはり高齢者にそれほど負担をかけないというね、そうしたことが社会保障を充実させていくものだと思います。ぜひそういう点で高齢者の施策ですね、さらに充実、そして軽減を図っていただきたいということを要望しておきます。

最後になりますが、障害者施策についてです。

先ほどの答弁でもありました。現在施設入所を希望されている方が5名いて、そのうちの1名が入れたという事は聞きました。これもですね、私も御相談の方はですね、奥さんが——奥さんというかお母さんですね。お母さんが60を超える方、御主人もやはり60を超える方で、この方は御主人が中途障害で第2種の5級という形で、まあ比較的軽度な方向なんですけど、しかしここに住んでいる息子さん、この方は現在もう30前後になりますけども、男の方で、脳疾患による右上肢、上ですね、右側。上肢機能の障害を持っている。それから両下肢ですね、下のほうですね——の機能も障害を持っていて自分では歩ける状況ではないと。

この家庭の方は、私も実際にその方も会いました。この方がですね、障害程度ということで1級の障害手帳を持っていました。それでこの方はですね、お母さんもですね、息子も体も大きくなってふろに入れるのも大変だと。もう24時間ついていなければ心配だという状況なので、お母さんも働きに出ることができないと。御主人はそういう障害を持っていますので、御主人は頑張っって息子の面倒を見るというふうに言うんですけども、実際はやはり奥さんのほうが事実上負担が多くなっているという実態です。

この方が施設への入所を希望したんですが、桜が丘にある療育センターに行って、そして施設に入ったほうがいいんじゃないですかというふうに言われたので、じゃあその手続をとろうということで、小平市の児童相談所のところにその申請の用紙をもらいに行ったら、この方は愛の手帳が3度ということで、これは無理ですというふうに言われて入れなかったと。市のほうにも何回か窓口のほうに行っったんですけども、施設には入れない。それで担当のほうも、それ以上重度の方がまだいらっしやるので到底無理だというようなことで施設にも入れない。

それで通所をお願いしたんですが、通所についてもあきの枠がないということで、この家庭のことを考えるとですね、本当にやはりこれから先ですね、お母さんも御主人も高齢化が進んできます。そうした中で子供はさらに体も大きくなってくるわけですけども、これに対してやはり十分なですね、子供がそうした施設に入れない、また通所もできないということで、本当にやはり介護で疲れているのが奥さんの状況でした。

私はやはりこうしたものを見てもですね、なぜこういうふうに入れられないのか、こうした実態があるのですね。これについては東京都の基準について具体的に、先ほどの答弁にありませんでしたので教えてください。

○障害福祉課長（原 與四雄君） 知的障害者の方の入所施設の基準でございますが、最初市長の答弁にございましたように、市のほうでは入所希望を確認した上で、東京都のほうに施設利用調整依頼をするところです。そしてその後、心身障害者福祉センターの所長が招集する施設の利用調整会議が開かれまして、利用希望者の状況等を総合的に判定しまして決められていくということでございます。この会議につきましては、各市からの依頼書に基づいて実施されますので、当然議員さん御発言のように大勢いらっしやるということで、希望者全員が入れるというような状況にはなっておりません。

なおその基準でございますけれども、まず障害区分の程度を前もって調査させていただいて、区分のABCというものがございまして、原則的にはこのAに該当することということになっております。このAにつきましては、要するに最重度という区分になりまして、例えばほぼ全面的な支援が必要とかですね、それから部分的な支援が必要だとか、それから支援の必要性が低いというような3区分に分けて、それぞれ点数化しまして、例えば2点、1点、ゼロ点というような形で積み上げていきまして、最低でもその半数以上の点数を必要とすると。例えば50点であれば28点以上とかですね、それがAランクとか、それから14から27ですか、これがBランク、それ以下はCランクというような分け方をしております。さらに細部にわたってはですね、御本人の状況確認、介護の環境評価ですね、このようなものを調書でチェックさせていただくというような形になっております。これらの評価結果に基づいて順位を決めていくという仕組みになっております。

○1番(吉野 孝君) この家庭の場合もですね、収入が、まだお母さんが年金をもらう年ではありませんので、現在は国民年金の障害基礎年金をもらっているということで2カ月に約16万円、だから1カ月8万円ということですよ。この中でどういうふうにされているのかといろいろ聞いてみたら、府中市の病院に月に1回行く。これにはやはり片道5,000円以上のタクシー代がかかると。帰りはお金がかかるので、車いすでバス、電車を乗り継いで帰ってくると、こうしたことでした。

こうした障害基礎年金をもらっているけれども、実際はやはりこれではなかなか生活できないと。これ以上ですね、例えばサービスを家庭で受けるとなれば、当然また負担がかかってくるわけですよ。この家庭の方は言っていました。年間3万円のタクシー券をもらうのは大変うれしいと。しかしこれは何回かでもうなくなってしまおうというようなことで十分やはり——ならないと、こうしたことです。

この方もですね、やはり入所ができなければせめて通所でも、子供と自分が離れて、自分でいろんなことをやりたいこともあるんだけど、できないというような実態で、それで御主人もそういう障害を持っていますから、なかなかやはりそこもうまくいかない。

私はこういうふうにお母さんの肩にかかったですね、息子さん30前後の方が、このまま何のサービスも受けられない、また施設にも入れないというのが——今の東京都がですね、まださらに重度の方がいらっしゃるんだということで過ごしているのかと。その点ではぜひ——市の窓口にも何回か相談には伺ってます。その収入との相談の中で、どういったサービスが受けられるのかですね、そしてそのお母さんの負担をどうやって軽減できるのか、ここに私は相談に乗っていただかないとですね、東大和市では先ほど5名から4名になったと言いましたが、東京都全体ではこうした知的障害者の入所を待っている方というのは具体的にどれぐらいいらっしゃるんですか。

○障害福祉課長(原 與四雄君) たしか20年度末だと思いますけれども、待機者については、知的障害の方で228名となっております。

○1番(吉野 孝君) 他の議員も一般質問の中で、保育園の待機児が多い、学童の待機児が多い、ここでもやはり介護保険で特別養護老人ホームに入れれないのが多いと。ここでもやはり障害者施策の中でも、希望する障害者の方が通所もできない、そして入所もできないということで、家庭でそうした苦しみを味わっているというのが実態だと思うんですね。

私はこういうふうになっているというのはですね、結局やはり毎年国が削っている社会保障費、年間で2,200億円という、これをどんどん削っているわけですよ。だからそれではやはりこういう基盤整備だとかいうのもできない、また施設を建設することもできない。東京都は金がないわけじゃないんです。お金はある

んです。あるから、ぜひ東京都がこうした障害者施策の一つとして、200を超える障害施設に入りたいという人たちがいるわけですから、ぜひ東京都のそうした障害者施設ですね、増設をするということも大事だと思うんです。これについて市長の見解はいかがでしょうか。

○福祉部長（榎本 豊君） こういうような背景の中ですね、入所拡大にはやはり施設の整備拡大が必要かと思われまます。市長会を通じまして毎年障害者関係多々要望しておるところでございます。その要望のきいもありまして、障害児のショートステイ事業のベッド数ですけれども、17年度から19年度にかけては東京都のほうでも24床、76から100床に増設していただけたというような、要望のきいがあるのでしょうか、成果もございます。平成22年度の東京都の予算策定に当たりまして、継続で施設整備につきましてはここで要望をしたところでございます。

以上でございます。

○1番（吉野 孝君） これは私は入所の基準というのは見直しが必要だというふうにも掲げたんですが、しかし入所する定員がもうオーバーしちゃっているために、基準を変えたところに入れられないというのが実態ですよ。私はやはりこうした実態を放置するのではなく、東京都に対して都の施設として、こうした知的障害者の方たちの入所できる、また通所できる、そうしたものをつくっていくということが大事だと思うんです。

これは東大和市の統計の中でもあります。この愛の手帳の1度の方が全体で21名、このうち18歳未満が6名、それで2度の方が132名で18歳未満が33名、3度の方が121名で18歳未満が28名ということで、これを見ると大体大人の方が、100人近くがその障害者の2度、3度にいるんですよ。これは家庭で見ているんですよ、だから。施設に入りたいけれども入れない、通所もできない。

こういうふうには、やはり18歳を超えたらもう大人ですよ。こういう人たちがやはり障害者として2度、3度のところに100名以上いるんですよ。だからそうしたことを考えてみるとですね、これからこうした障害を持った人たちがですね、私は平成10年から平成19年で、この10年間で調べてみると、やはりこの障害程度の人たちがふえているんですよ。いろんなことがあるんでしょう。しかしこの19年度でいうとですね、人口の中に対しての障害者の方のパーセントというのが、0.54というのがこの19年度でした。これが10年前の平成10年では0.35というパーセントだったんですね。これがやはり10年間でこれだけ増加しているということを考えると、やはり施設の建設というのが大事だと。

そういう点では、私は今回この家庭を訪問してそうした実態を見たときに、これではやはり親も高齢化が進んでいきますので、さらに子供の面倒がなかなか見られなくなるという実態にあるんだと思います。ぜひこうした施設の建設——東京都お金あります。こうした障害者施策の一つとしてぜひ施設建設を東京都に要望していただきたいと思うんですが、市長いかがですか。

○市長（尾又正則君） これにつきましては東京都の各市長も同じような気持ちでいるわけで、市長会としても現状をかんがみて常時東京都に要望しております。今後とも持続的に東京都に対して要望してまいりたいと、そう思っております。

○1番（吉野 孝君） 東京都はお金あります。まあ国もあるんでしょうが使い方が悪いんです。ぜひ国に対しても東京都に対してもですね、先ほどの介護保険の基盤整備から始まりましたけども、やはり障害者の方の施設建設というのをね、東京都が責任持って建設していくということを最後に要望いたしまして、今回の一般質問を終わります。

○議長（粕谷洋右君） 以上で、吉野 孝議員の一般質問は終了いたしました。

---

○議長（粕谷洋右君） これをもって、本定例会における一般質問はすべて終了いたしました。

---

○議長（粕谷洋右君） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす17日から19日及び22日の4日間につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（粕谷洋右君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（粕谷洋右君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 6時33分 散会